

令和 7 年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況(案)

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき公表するものである。

令和 8 年 9 月

農林水産省

目次

令和 7 年度の実施状況の概要について

トピックス	5
-------	---

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	9
ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進	9
① 機能類型区分に応じた森林施業等の推進	9
② 治山対策の推進	14
③ 路網整備の推進	18
イ 地球温暖化対策の推進	20
ウ 生物多様性の保全	23
(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献	26
ア 効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	26
イ 林業事業体・林業経営体の育成	29
① 総合評価落札方式や複数年契約等の活用	29
② 樹木採取権制度の活用	30
ウ 森林・林業行政に対する技術支援と技術者育成の取組	33

(3) 国民の森林としての管理経営	35
ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	35
イ 森林環境教育の推進	37
ウ 森林の整備・保全等への国民参加	40
① NPO 等による森林づくりや森林保全活動の支援	40
② 分収林制度による森林づくり	43

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	45
ア 森林の巡視及び境界の保全	45
イ 森林病虫害の防除	47
ウ 鳥獣被害対策の推進	49
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の管理	51

3 国有林野の林産物の供給

(1) 林産物等の供給	55
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	59

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進	61
(2) 公衆の保健のための活用の推進	64

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等

- (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進…………… 67
- (2) 公益的機能維持増進協定制度の活用…………… 69
- (3) 相続土地国庫帰属制度への対応…………… 71

6 国有林野の事業運営

- (1) 管理経営の事業実施体制…………… 73
- (2) その他事業運営に関する事項…………… 74
 - ア 計画的かつ効率的な事業の実行…………… 74
 - イ デジタル化等による業務の効率化の推進…………… 76
 - ウ 安全・健康管理対策の推進…………… 78

7 その他国有林野の管理経営

- (1) 人材の育成…………… 79
- (2) 地域振興への寄与…………… 81
- (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献…………… 82
- (4) 関係機関等との連携の推進…………… 84

参考

- 1 用語の解説…………… 85
- 2 林野庁、森林管理局等のウェブサイト…………… 92
- 3 令和8年度の国有林野事業の主要取組事項…………… 93

注) 本報告に記載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

トピックス・事例一覧

- トピックス 1 施業方法の改善に向けた森林管理局実行プランの推進
- トピックス 2 東日本大震災からの復興

- 事例 1 多様な森林のモザイク的配置
(九州森林管理局 熊本森林管理署) 13
- 事例 2 豪雨災害の復旧を通じた地域振興への寄与
(東北森林管理局 秋田森林管理署) 16
- 事例 3 ドローンを活用した災害時の情報収集訓練
(四国森林管理局 愛媛森林管理署、嶺北森林管理署) 17
- 事例 4 効率的な施業実施に向けた林業専用道の新設
(関東森林管理局 福島森林管理署白河支署) 19
- 事例 5 ヒノキ特定苗木展示フィールドの造成
(九州森林管理局 技術普及課、熊本森林管理署) 22
- 事例 6 地域の団体・企業と連携した生物多様性保全活動
(関東森林管理局 利根沼田森林管理署) 24
- 事例 7 希少種ゴイシツバメシジミの生息環境の保全
(九州森林管理局 熊本南部森林管理署) 25
- 事例 8 早生樹(テーダマツ)に関する現地検討会の開催
(関東森林管理局 天竜森林管理署) 28
- 事例 9 生産日報アプリを活用した生産性向上の取組
(関東森林管理局 茨城森林管理署) 32
- 事例 10 市町村等職員の研修受入れ
(関東森林管理局) 34
- 事例 11 計画策定時における地域懇談会の開催
(近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署) 36
- 事例 12 木育チーム「もりのめ」による普及啓発活動
(北海道森林管理局 網走南部森林管理署) 39

事例 13	ボランティア団体や企業と連携した国有林の保全活動 (四国森林管理局 高知中部森林管理署)	42
事例 14	パトロールによる高山植物等の保護活動 (中部森林管理局 富山森林管理署)	46
事例 15	松くい虫被害木の有効利用 (九州森林管理局 鹿児島森林管理署)	48
事例 16	大型排水管を用いたシカ捕獲個体の減容化处理 (近畿中国森林管理局 三重森林管理署)	50
事例 17	保護林の統合・拡充と一体管理 (近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署)	54
事例 18	伊勢神宮式年遷宮御用材の供給 (中部森林管理局 木曽森林管理署、東濃森林管理署)	58
事例 19	木質バイオマス発電向けの林地残材の活用 (東北森林管理局 青森森林管理署)	60
事例 20	地域振興のための国有林野の活用 (関東森林管理局 茨城森林管理署)	63
事例 21	地域と連携したミヤマキリシマの保全活動 (九州森林管理局 長崎森林管理署)	65
事例 22	相続土地国庫帰属制度への対応 (関東森林管理局 茨城森林管理署)	72
事例 23	業務の DX に向けた IT チームの結成 (北海道森林管理局 業務調整課)	77
事例 24	地域での普及・安全指導に資するチェーンソー伐木造材研修 (森林技術総合研修所 林業機械化センター)	80
事例 25	帰還困難区域内的の森林整備の再開に向けて (関東森林管理局)	83

図一覧

1. 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	
図－1 国有林野の分布	10
図－2 国有林野における人工林の齢級構成	11
図－3 国有林野における一貫作業の実施面積(○)	27
図－4 樹木採取権の設定箇所	31
2. 国有林野の維持及び保存	
図－5 「保護林」と「緑の回廊」位置図	53
3. 国有林野の林産物の供給	
図－6 国有林野事業における立木の伐採量(○)	56
図－7 伐採量、供給量、販売量の関係について	57
5. 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等	
図－8 森林共同施業団地の現況(○)	68
図－9 公益的機能維持増進協定制度のイメージ	70
図－10 国庫に帰属した森林の面積及び件数(○)	71
6. 国有林野の事業運営	
図－11 代表的な森林管理署の事業実施体制	73
図－12 国有林野事業の債務返済状況(○)	75
図－13 国有林 GIS の活用	76
図－14 ドローンの活用	76

(○)の図は以下のウェブサイト過去のデータを掲載しています。

(参考情報) 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況に関する図及び表

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html



表一覧

1. 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

表－1	国有林野の森林資源の現況	11
表－2	国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿	12
表－3	保安林の現況	15
表－4	更新、保育、間伐事業の実施状況（○）	21
表－5	森林土木工事における木材・木製品の使用状況（○）	21
表－6	国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況（○）	27
表－7	大学及び試験研究機関との協定数（○）	27
表－8	複数年契約による間伐等事業の状況（○）	29
表－9	樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況	31
表－10	教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況（○）	38
表－11	国民参加の森林づくりの協定締結状況	41
表－12	分収林の現況面積（○）	43

2. 国有林野の維持及び保存

表－13	松くい虫被害の状況と対策（○）	47
表－14	保護林区分	52

3. 国有林野の林産物の供給

表－15	国有林材供給量(素材(丸太)換算)(○)	56
表－16	国有林野事業における素材(丸太)供給量（○）	57
表－17	民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材(丸太)供給実績（○）	57
表－18	民有林と連携したシステム販売による木材供給量（○）	59

4. 国有林野の活用

表－19	国有林野の用途別貸付け等の状況（○）	62
表－20	国有林野の用途別売払い状況（○）	62
表－21	レクリエーションの森の現況及び利用者数（○）	64

5. 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等

表－22	公益的機能維持増進協定の締結状況	69
------	------------------	----

6. 国有林野の事業運営

表－23	請負事業等における重大な災害の発生状況（○）	74
表－24	国有林野事業収入の状況（○）	75
表－25	職員の災害の発生状況（○）	78

7. その他国有林野の管理経営

表－26	森林管理局・署等における森林総合監理士の育成状況（○）	79
------	-----------------------------	----

（○）の表は以下のウェブサイト過去のデータを掲載しています。

（参考情報）国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況に関する図及び表

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html



令和 7 年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約 2 割、森林面積の約 3 割を占め、その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布し、人工林[※]や原生的な天然林[※]等の多様な生態系を有しています。その立地や森林資源等の状況から、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民の福祉向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいます。

このような中、国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも公益的機能の維持増進を図っていく必要があります。また、民有林において、森林経営管理制度[※]等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められています。

これらの国民からの期待に応えるため、国有林野の管理経営を行う国有林野事業は、平成 25(2013)年度から、一般会計で実施する事業に移行し、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めています。

* 右肩に「※」を付している用語については、その解説を 85～91 ページに記載。

(国有林野のデータ)

< 国有林の組織 >

- ・ 全国に 7 の森林管理局
- ・ 流域(森林計画区)を単位とした 98 の森林管理署を設置

< 面積の概要 >

- ・ 国土面積 3,780 万 ha のうち、国有林野^{*1}の面積 758 万 ha
- ・ 森林面積 2,502 万 ha のうち、国有林^{*2}の割合 30%
(人工林面積 1,009 万 ha のうち、国有林の割合 22%)

*1 国有林野は、国有林野の管理経営に関する法律第 6 条に基づく地域管理経営計画の対象
(原野や附属地が含まれる)

*2 国有林は、林野庁所管の森林法第 2 条第 3 項に規定する森林が対象
(官行造林等が含まれる)

< 保安林[※]・保護林・自然公園の指定状況 >

- ・ 91%が保安林(保安林全体のうち 56%が国有林野)
- ・ 13%が保護林
- ・ 31%が自然公園(自然公園全体のうち 41%が国有林野)

< 世界自然遺産[※](陸域)に国有林野が占める割合 >

- ・ 知床 94%
- ・ 白神山地 100%
- ・ 小笠原諸島 81%
- ・ 屋久島 95%
- ・ 奄美大島、徳之島・沖縄島北部及び西表島 68%

（管理経営基本計画及び令和7年度の実施状況）

農林水産省では、国有林野の管理経営に関する基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、あらかじめ国民の皆様の意見を聴いた上で「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を策定し、これに基づき国有林野の管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で5年ごとに策定することになっています。

令和7（2025）年度は、令和5（2023）年12月に定めた令和6（2024）年4月から令和16（2034）年3月までを計画期間とする管理経営基本計画に基づき、①公益重視の管理経営の一層の推進、②民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進への貢献、③「国民の森林」としての森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の推進、④国有林野の林産物の安定供給等に努めました。

本報告は、こうした取組の実施状況について、国民の皆様に理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。



国有林野の管理経営に関する基本計画

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html



エゾモモンガ

北海道森林管理局

トムラウシ自然休養林

東北森林管理局

ぬくみ だいら
温身平 風致探勝林

関東森林管理局

みいけ だいら
御池・フナ平 風致探勝林

トピックス1 ～施業方法の改善に向けた実行プランの推進～

林業は収益性が低く、労働災害も多いという課題があり、この課題解決に向けては、伐採から再造林・保育までの各段階において、従来の施業※方法等を改善していくことが重要です。

国有林野事業においても、各森林管理局において、施業方法の改善に向けた「実行プラン」を作成し、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度にかけて、造林事業及び生産・販売事業の継続的な改善を進めてきました。

1 取組内容

① 造林事業の改善

植栽本数の見直しや成長等に優れた特定苗木※の導入に加え、機械下刈りや筋刈りの導入、夏季の下刈り作業の回避など、下刈りの省力化・軽労化に取り組みました。



筋刈り実施箇所
（岩手県岩手郡雫石町
令和4(2022)年9月）

作業	主な取組内容
植栽	・低密度植栽試験地の新規設定によるデータ収集・分析 (近畿中国・四国) ・造林コスト削減に向けた低密度植栽(2千本/ha以下)の実施 (北海道・関東・四国・九州)
下刈り	・機械下刈の実施による下刈り作業の省力化(北海道) ・筋刈りの実施による下刈り作業の省力化(東北・四国・九州) ・作業負担低減に向けた冬期間も含めた下刈りの実施 (関東・中部・近畿中国・四国) ・特定苗木の導入による下刈り回数の削減(関東・近畿中国) ・C区分判定の徹底による下刈り回数の削減(四国)

② 生産・販売事業の改善

林業経営体自らが伐採・集材等の作業ごとの工程を把握し、工夫・改善を促すため、作業状況を容易に記録・分析できる生産日報アプリ※の導入に取り組みました。(32ページ参照)

③ 収穫調査の効率化

地上型3DレーザスキャナやGNSS測量機器など、収穫調査に係る作業の効率化を可能とするデジタル機器について、森林管理署等への導入を進めるとともに、研修や手順書の作成により、操作技術の向上を図りました。

2 民有林への普及・定着に向けた取組

各森林管理局では、実行プランの取組により得られた成果について現地検討会等を通じて積極的に民有林関係者へ普及しています。

【機械下刈りに関する現地検討会の開催】

北海道森林管理局では、重機による地拵えやリモコン式自走機械を活用した下刈りの実施に取り組みました。

この施業方法について道内各地域で現地検討会等を積極的に開催した結果、道内の13事業体にリモコン式の下刈り機械が導入されるとともに、道有林に機械下刈りのモデル林が造成されるなど、民有林における普及にも繋がりました。



リモコン式機械による
下刈り現地検討会
あさひかわ
(北海道旭川市
令和5(2023)年8月)

【低密度植栽等の普及に向けた現地検討会の開催】

近畿中国森林管理局では、植栽本数の見直しに向け、管内の国有林に試験地を設定し、低密度植栽等の普及に向けた現地検討会を開催しました。

現地検討会には、2日間で延べ134名の林業関係者が参加し、低密度植栽やヒノキエリートツリー等の造林技術の説明を行いました。



ヒノキエリートツリーの
生育実証試験地の説明
かか
(岡山県加賀郡吉備吉田町
令和7(2025)年9月)

令和8(2026)年度は、これまでの取組状況を基に課題を整理した上で、令和12(2030)年度を目標とする「施業効率化実行プラン」を新たに作成することとしており、引き続き、造林事業及び生産・販売事業の改善と成果の普及に取り組んでいきます。

トピックス2 ～東日本大震災からの復興～

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から、令和 7(2025)年度末で 15 年が経過しました。地震や津波、原子力発電所の事故により、地域に甚大な被害が生じました。国有林野も大きな影響を受け、とりわけ帰還困難区域では長期にわたり森林施業の停止を余儀なくされました。

林野庁では、東日本大震災からの復興に向けて取り組んでいます。

1 海岸防災林の復旧・再生

海岸防災林とは、海からの強風や飛砂等から人々の暮らしを守るため、海岸沿いに設置された森林です。東日本大震災では、津波により海岸防災林が甚大な被害を受けました。森林管理局では、令和 4(2022)年度までに、国有林野及び県から要請のあった民有林を合わせた南北 58km にわたる被災した海岸防災林で、生育基盤土の造成や植栽等の復旧事業を完了させました。

その後は、海岸防災林の機能を再生するための保育作業に取り組んでおり、令和 7(2025)年度は、215ha の国有林野で下刈りや除伐、適正な密度管理のために植栽木を伐採する間伐等を行いました。

また、海岸防災林の復旧・再生については、各地から支援の申し出が寄せられたことから、植栽や保育活動を希望する NPO、企業等の民間団体と「社会貢献の森」協定を締結し、ボランティアによる復旧作業も進めてきました。平成 24(2012)年度から令和 2(2020)年度までに延べ 98 団体が宮城県及び福島県の国有林野 33ha で植栽を行い、現在は保育作業を中心に活動を行っています。

引き続き、関係機関や民間団体等と協力しながら、災害に強い海岸防災林の造成に取り組むこととしています。



(左) 植栽の様子(宮城県仙台市:平成 24(2012)年 11 月)



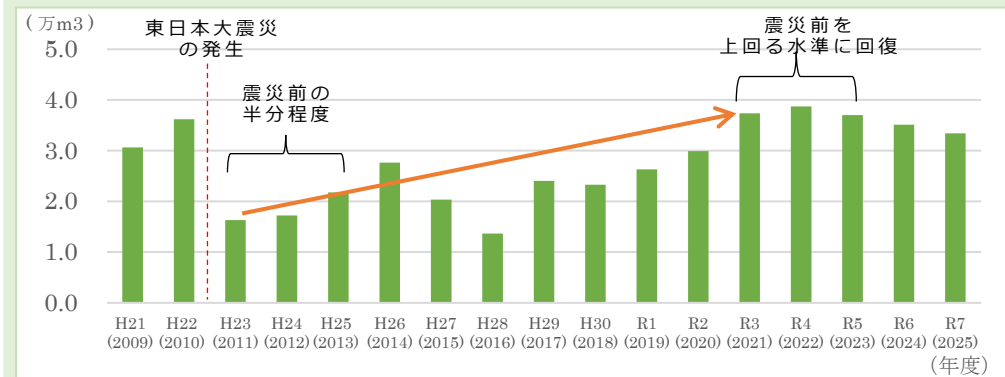
(右) 植栽から 13 年後の様子(宮城県仙台市:令和 7(2025)年 11 月)

2 森林・林業の再生に向けた取組

放射性物質の影響を受けた森林の再生に向けては、政府が定める復興の基本方針に基づき、段階的に取り組んできました。

期間	取組
集中復興期間 (H23(2011)～H27(2015)年度)	除染実施区域内の国有林について、13 市町村 29ha を除染
第 1 期復興・創生期間 (H28(2016)～R2(2020)年度)	避難指示区域の空間線量率・放射性物質のモニタリングや、森林施業による放射性物質移動の検証等の実証事業を実施し、森林整備や木材生産を本格的に再開
第 2 期復興・創生期間 (R3(2021)～R7(2025)年度)	避難指示区域及び汚染状況重点調査地域における里山再生事業を実施

磐城森林管理署では、放射性物質の影響等により、素材生産量においては震災発生前の約半分まで落ち込みましたが、モニタリングや実証事業の結果等に基づき、事業を段階的に再開した結果、令和 3(2021)年度には震災前の水準まで回復し、雇用の確保や木材の供給等を通じて、地域の森林・林業・木材産業の再生に貢献しました。



磐城森林管理署(福島県いわき市)の素材生産量

令和 8(2026)年度から開始する第 3 期復興・創生期間においては、これまで本格的な対応が困難であった帰還困難区域における森林整備事業の再開に向けて取り組むため、関東森林管理局は、令和 8(2026)年度に、いわき市内に「福島森林再生センター」を設置しました(83 ページ参照)。引き続き、復興に向けた取組を進め、被災地の復興に貢献していきます。

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

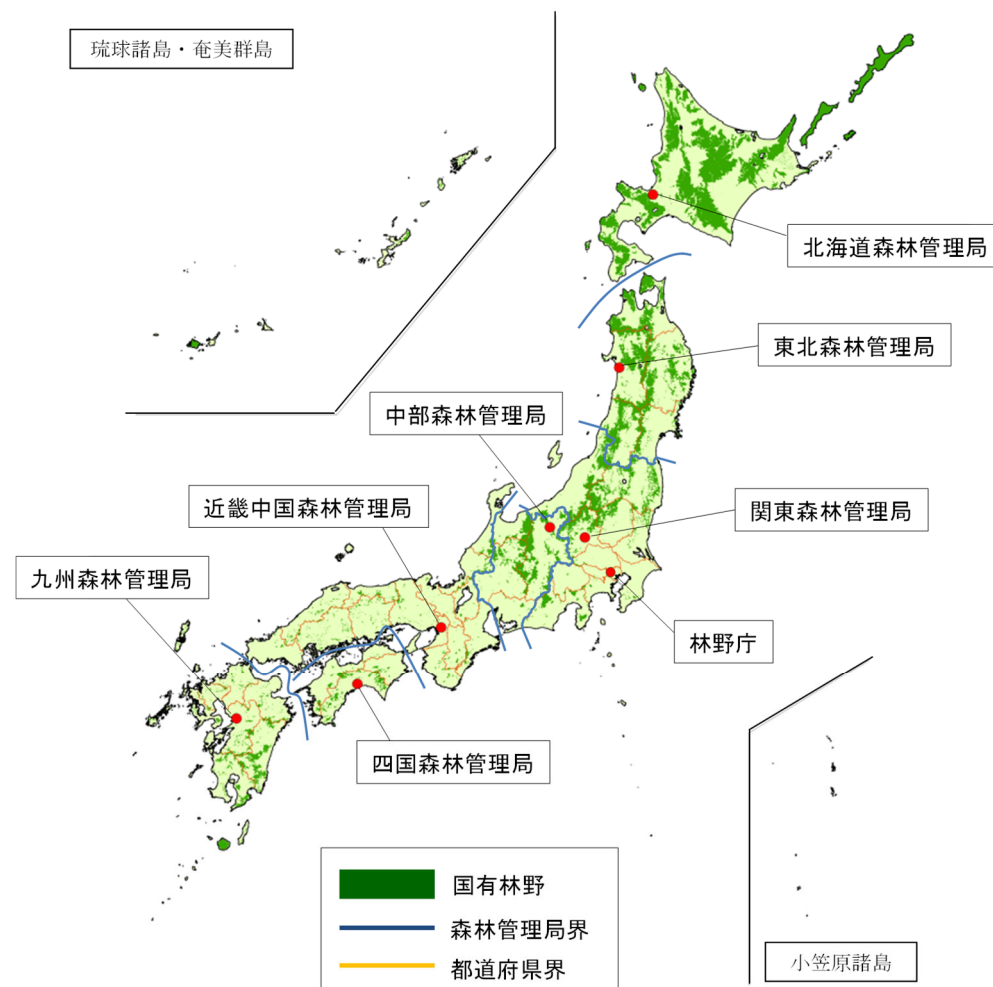
① 機能類型区分に応じた森林施業等の推進

国有林野は、奥地脊梁山^{せきりょう}地や水源地域に広く所在しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵^{かん}養、自然環境の保全等の公益的機能の發揮に大きな役割を果たしています。

林野庁では、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国有林野を「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵^{かん}養タイプ」の5つの機能類型に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、いわゆる公益林として適切かつ効率的な森林施業等を実施しています。これにより、国土の保全や地球温暖化防止、花粉発生源対策等への国民の多様な期待に応えつつ、「パリ協定※」や「SDGs(持続可能な開発目標)※」といった国際的な動向にも適切に対応しています。

あわせて、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を計画的に供給することにより發揮しています。

図— 1 国有林野の分布



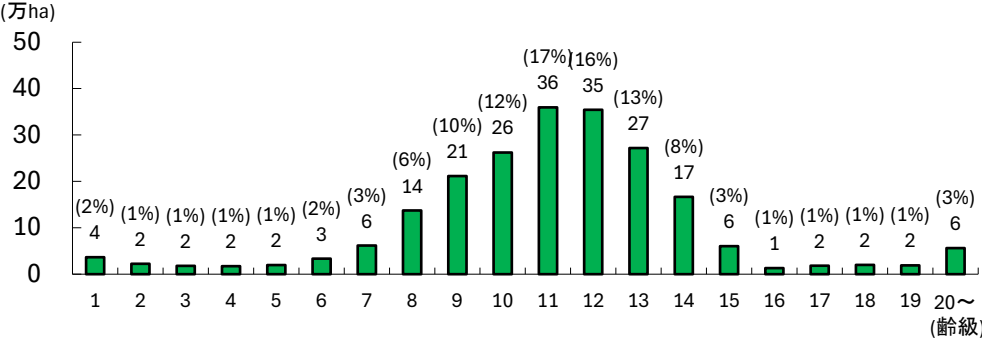
表－１ 国有林野の森林資源の現況

(単位：面積万 ha、蓄積百万 m³、国有林率%)

森林管理局		合計	(参考)			国有林率
			人工林	天然林	その他	
面積	北海道	307	65	221	20	54.9
	東北	165	55	102	8	44.1
	関東	118	33	74	11	29.1
	中部	65	18	38	9	27.1
	近畿中国	31	13	17	1	6.6
	四国	18	12	6	0	13.8
	九州	53	27	25	2	19.2
	合計	758	223	483	53	30.3
蓄積		1,280	531	748	1	23.3

注１：面積及び蓄積は、令和８（２０２６）年４月１日現在有効の国有林野施業実施計画書（森林調査簿等）の数値である。
注２：国有林率は、令和４（２０２２）年３月３１日現在の森林法第２条第１項に規定する森林に占める林野庁所管の森林法第２条第３項に規定する森林の割合である。
注３：計の不一致は、四捨五入による。

図－２ 国有林野における人工林の齢級構成



注１：令和８（２０２６）年４月１日現在有効の国有林野施業実施計画書（森林調査簿等）の数値である。
注２：年齢級とは、森林の林齢を５年の幅でくくった単位。人工林は、苗木を植栽した年を１年生とし、１～５年生を「１年齢」、６～１０年生を「２年齢」と数える。

表－２ 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積 758 万 ha)	機能類型区分の 考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 170 万 ha (22%)	山地災害防止及び土 壌保全機能の発揮を 第一とすべき森林	根や表土の保全、下 層植生の発達した森 林の維持
自然維持タイプ 172 万 ha (23%)	原生的な森林生態系 や希少な生物の生 育・生息する森林 等、属地的な生物多 様性保全機能の発揮 を第一とすべき森林	良好な自然環境を保 持する森林、希少な 生物の生育・生息に適 した森林の維持
森林空間利用タイプ 42 万 ha (6%)	保健、レクリエーシ ョン、文化機能の発 揮を第一とすべき森 林	保健・文化・教育的利 用の形態に応じた多 様な森林の維持・造 成
快適環境形成タイプ 0.2 万 ha (0%)	快適な環境の形成の 機能の発揮を第一とす べき森林	汚染物質の高い吸着 能力、抵抗性がある 樹種から構成される 森林の維持
水源涵養タイプ 373 万 ha (49%)	水源の涵養の機能の 発揮を第一とすべき 森林	人工林の間伐※や伐期 の長期化、広葉樹の 導入による複層林※へ の誘導等を推進し、 森林資源の有効活用 にも配慮

注１：面積は、令和８（２０２６）年４月１日現在有効の国有林野施業実施計画書（森林調査簿等）の数値である。
注２：国有林野面積 758 万 ha には、機能類型区分外（約 5 千 ha）を含む。
注３：木材等生産機能は、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を、安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

国有林における森林整備

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/seibi.html



事例 1 多様な森林のモザイク的配置

(九州森林管理局 熊本森林管理署)



- ・熊本県阿蘇郡西原村 大野国有林
- ・(左)モザイク的な伐採箇所(令和7(2025)年6月)
- ・(右)ドローンによる苗木運搬(令和7(2025)年6月)

林野庁では、山地災害防止や生物多様性保全等の森林の公益的機能を高度に発揮させるため、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散によりモザイク的な配置の森林(面的複層林)への誘導に取り組み、資源の循環利用を行いながら多様な森林づくりを進めています。

熊本森林管理署では、スギとヒノキの人工林で構成される管内の大野国有林84haを面的複層林に誘導するため、令和3(2021)年度から計画的な施業に取り組んでおり、令和7(2025)年度は、合計3ha(3伐区)の伐採を行いました。また、民有林へ普及することも目的に、観察しやすい村道沿いの9haの森林を面的複層林に誘導する計画を新たに作成しました。

施業の実行に当たっては、林業労働力が減少傾向で推移する中、伐採後の造林においてドローン※を活用した苗木運搬を行うなど、新たな技術も取り入れ、造林の省力化・低コスト化や労働負荷の軽減に取り組んでいます。

同署は、引き続き、計画に基づき着実に面的複層林施業を進めるとともに、現地検討会の開催等により民有林への普及を行い、モザイク的に配置された多様な森林づくりの推進に取り組んでいくこととしています。

② 治山対策の推進

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、国有林野面積の91%に当たる687万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されています。国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコスト縮減に努めながら、治山事業による荒廃地の整備や災害復旧、保安林の整備等を計画的に進めています。

具体的には、国有林野内で集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林治山事業」を行うとともに、民有林においても、大規模な山腹崩壊等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っています。

また、民有林と国有林の間での事業調整や情報共有を図り、事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、連携して荒廃地の復旧整備を行っているほか、近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に国土交通省はじめ関係省庁等と連携して取り組んでいます。

さらに、大規模山地災害が発生した際には、被害状況を速やかに把握するため、ヘリコプターやドローン等を活用した被害調査や専門的な知識・技術を有する職員からなるMAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)の派遣を行っており、その一環として、本庁及び各森林管理局の技術者を「山地災害対策緊急展開チーム」として被災地へ派遣し

ています。令和 7 (2025) 年 2 月に発生した大船渡市林野火災、翌月に発生した今治市林野火災及び同年 8 月から 9 月にかけて九州地方や秋田県等における豪雨で被害が発生した際には、延べ 140 人の技術者を派遣しました。加えて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)との協定に基づく陸域観測技術衛星による緊急観測データ等の活用や、林野庁で開発した、通信エリア圏外でも調査した被災状況を位置情報とともに記録し共有することができるモバイルアプリケーション「山地災害調査アプリ」の活用等により、迅速な被害把握に取り組むとともに、これらの情報を地方公共団体にも共有するなど、民有林への支援も含めた迅速な災害対策等に取り組んでいます。

表－3 保安林の現況 (単位：万 ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	929	566 (61)
土砂流出防備	263	107 (41)
土砂崩壊防備	6	2 (32)
その他の保安林	109	47 (44)
合計 [延面積]	1,307	723 (55)
[実面積]	1,231	687 (56)

注 1：令和 8 (2026) 年 3 月末現在の数値である。
2：国有林野の面積には、官行造林地を含まない。
3：() 書は、総面積に占める国有林野面積の割合(%)である。
4：「その他の保安林」は、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健及び風致である。
5：計の不一致は、四捨五入による。

事例 2 豪雨災害の復旧を通じた地域振興への寄与
(東北森林管理局 秋田森林管理署)



・秋田県仙北市 湯前山国有林
・(左)セーフティークライマー工法(令和 7 (2025) 年 6 月)
(右)完成写真(令和 7 (2025) 年 8 月)

令和 5 (2023) 年 7 月、豪雨により秋田県仙北市の国有林において山腹崩壊が発生し、直下の県道が通行止めとなりました。この県道は地元仙北市を代表するスポーツイベント「田沢湖マラソン」のコースであり、同市からも早期復旧の要望が出されていました。

被災箇所は、急勾配かつ道路からも遠く離れていたことから、同署では、早期に工事を完了するため、資材運搬・人員輸送にモノレールを活用しました。また、リモコンを用いた遠隔操作により、重機に搭乗せず安全に掘削を行うことができるセーフティークライマー工法を採用し、工事を実施しました。

その結果、令和 7 (2025) 年 4 月から 7 月までの 3 か月間で、土留工 2 基、丸太筋工 30m、植生マット伏工 566m²等の復旧工事が完成し、同年 9 月 21 日に、全国各地から約 3 千人がエントリーした第 38 回田沢湖マラソンは無事に開催されました。

同署では、引き続き、地域の要望を踏まえながら、災害復旧に取り組んでいきます。

事例3 ドローンを活用した災害時の情報収集訓練

(四国森林管理局 愛媛森林管理署、嶺北森林管理署)



・高知県高知市 四国森林管理局
・訓練本部での現地映像確認
(令和7(2025)年10月)



・愛媛県西条市
・現地の空撮映像
(令和7(2025)年10月)

山地災害の発生時には、地域の安全確保や早期復旧のために、被害状況を迅速に把握することが重要です。四国森林管理局及び愛媛森林管理署、嶺北森林管理署では、令和7(2025)年10月に、高知県及び愛媛県の7市町村と合同で災害時の情報収集訓練を実施しました。

訓練では、森林管理署職員が民有林現場においてドローンで空撮した映像を、訓練本部を置いた森林管理局や市町村の各庁舎へ、衛星通信によりリアルタイムで配信しました。森林管理局及び市町村の担当者は、配信された映像を見ながら、現場のドローン操作者に対して撮影箇所に関する指示を行いました。また、大容量ファイル転送システムにより、空撮した映像データ等の成果物を、現場と庁舎との間で迅速に送受信する訓練等も併せて実施しました。参加した市町村からは、「地上からでは被害の全容把握が難しかったような箇所も、ドローンであればよく見えることが分かった」などの感想が寄せられ、被災状況を把握する手段として有効であることを確認しました。

今後も、山地災害発生時の初動対応の強化に向け、地方公共団体と連携して継続的な訓練を実施し、民有林を含めた地域の安全確保や円滑な災害復旧に努めていきます。

③ 路網整備の推進

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、施業の計画や林地保全等にも十分配慮しながら林道^{*}(林業専用道^{*}を含む。以下同じ。)と森林作業道^{*}を適切に組み合わせた路網の整備を行っており、基幹的な役割を果たす林道については、令和7(2025)年度末で13,527路線、総延長46,338kmとなりました。

路網の整備に当たっては、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の向上等による路網の機能強化、長寿命化による強靱化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応しています。また、地形に沿った路線線形とすることにより切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を抑えるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減等に努めています。

これらの路網整備の取組については、技術者を育成するための研修や民有林と連携した現地検討会の実施等、民有林への普及にも取り組んでいます。

また、国有林野と民有林野が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、国有林野と民有林野が一体となった計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例4 効率的な施業実施に向けた林業専用道の新設

(関東森林管理局 福島森林管理署白河支署)



- ・ 福島県白河市 しらかわ 金山国有林 かねやま
- ・ (左) 新設した黄金沢林業専用道 こがねざわ
(令和7(2025)年12月)
- ・ (右) 新設した黄金沢林業専用道
(令和8(2026)年1月)

森林施業の実行に当たっては、現場までの作業者の通勤や林業機械の移動、木材の効率的な運搬のため、路網の整備が必要となります。

福島森林管理署白河支署は、将来的に継続して森林施業が見込まれる人工林において、伐採や木材搬出を効率的に実施するため、幹線となる林道を補完する林業専用道の新設を行いました。林業専用道は、トラックによる運材の時間短縮と安全確保のため、10t積トラック等の大型車両が走行可能となる規格で計画されており、令和7(2025)年度は、全体計画3.4kmのうち約3分の1(1.3km)の工事が完了しました。完成時には既設林道を通じて市道と接続することとしており、災害発生時における市道等の代替路としての活用も期待されています。

同支署では、引き続き、効率的な森林施業に必要となる林業専用道の完成に向けて設計や工事に取り組むこととしています。

イ 地球温暖化対策の推進

我が国は、地球温暖化対策計画※に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用の取組を推進することで中長期的な森林吸収量の確保を図ることに加え、他資材から木材への転換を進めることにより、森林・林業分野による2050年ネット・ゼロ※実現への貢献を総合的に目指すこととしています。

国有林野事業においても、森林吸収量の確保・強化に向けて、間伐等の森林整備や木材利用の推進を図るとともに、成長等に優れた特定苗木による若い森林の造成に率先して取り組むこととしています。

具体的には、間伐等の森林整備や、保安林の適切な保全管理等を行っており、令和7(2025)年度には、国有林野事業で8.8万haの間伐を実施しました。

また、木材は炭素を長期的に貯蔵し、製造・加工時のエネルギー消費が他資材よりも比較的低く、二酸化炭素排出削減に寄与することから、庁舎整備や治山事業等の森林土木工事において木材利用の推進に取り組んでいます。

さらに、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されることから、気候変動適応計画※等を踏まえ、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の適切な保護・管理等にも取り組んでいます。

地球温暖化対策の推進

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/ondanka_taisaku.html



表－４ 更新、保育、間伐事業の実施状況

区 分		令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
更新※ (ha)	人工造林※	9,472	10,348	10,317
	天然更新※	892	912	683
保育※ (ha)	下刈り※	41,441	30,792	28,580
	つる切り※	5,642	5,460	7,095
	除伐※			
間伐(万 ha)		8.5	8.4	8.8

注 1：分収造林における実績を含む。
2：間伐(万 ha)は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

表－５ 森林土木工事における木材・木製品の使用状況

(単位：m³)

区 分	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
林道事業	3,671	2,122	3,203
治山事業	15,572	17,131	10,681
計	19,243	19,253	13,884

参考：令和 7 (2025) 年度に使用した木材・木製品には、約 2.2 千 t の炭素 (約 8 千 t 分の二酸化炭素：全てスギを使用したと仮定) が蓄えられている。

事例 5 ヒノキ特定苗木展示フィールドの造成
(九州森林管理局 技術普及課、熊本森林管理署)



- ・熊本県熊本市 金峰山^{きんほうざん}国有林
- ・(左) 展示フィールド近景 (令和 8 (2026) 年 2 月)
- ・(右) 単木保護を行った特定苗木 (令和 8 (2026) 年 2 月)

ヒノキは建築用材等に広く用いられる樹種であり、将来のヒノキ資源の確保のため、ヒノキの特定苗木を開発・普及することが重要となっています。

このような状況を踏まえ、令和 8 (2026) 年 2 月、九州森林管理局では、関係機関と連携し、ヒノキ特定苗木の展示フィールドを造成しました。

約 3 ha のフィールドには、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センターや熊本県林業研究・研修センターから提供された苗木 14 系統 324 本を植栽するとともに、同局と県林業研究・研修センターが共同で苗長・根元径の初期生育調査を実施しました。

同局では、引き続き、各系統の生育状況や気候への適応性等を継続的にモニタリングし、その成果を森林・林業関係者へ普及することとしています。

ウ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性の保全に向け、昆明・モントリオール生物多様性枠組[※]を踏まえ、生物多様性国家戦略 2023-2030[※]や気候変動適応計画に基づき取組を推進していく必要があります。このため国有林野事業では、「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じた適切な保護・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいます。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林[※]化、複層林化、長伐期化[※]や里山等の積極的な整備等、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、人工林の中の天然広葉樹の積極的な保残、猛禽類の生息環境の改善を図るための伐採、溪流沿いや尾根筋等の森林の保護樹帯等としての保全などに取り組んでいます。

また、地域の環境保全に関心が高い住民やNPO等と連携し、荒廃した植生の復元活動、高山植物の盗採掘の防止や希少な野生生物を保護するための巡視、生育・生息環境の整備に向けた関係者との意見交換、普及活動等を行っています。

さらに、環境行政と連携して、国有林野の優れた自然環境を保全し、希少な野生生物の保護を行う取組も進めており、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、「保護増殖事業計画[※]」や「自然再生事業実施計画[※]」、「生態系維持回復事業計画[※]」等を策定して対策に取り組んでいます。

そのほかにも、昆明・モントリオール生物多様性枠組に掲げられた2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」の達成に向けては、保護林の新設・区域拡張のほか、企業による森林づくり活動へのフィールド提供等に取り組んでいます。

事例6 地域の団体・企業と連携した生物多様性保全活動

(関東森林管理局 利根沼田森林管理署)



(写真提供：沼田市役所 環境課)



(写真提供：沼田市役所 環境課)

- ・群馬県沼田市 迦葉山^{あまた}内350ノ1国有林^{なしようざんへい}
- ・(左) 湿原を保全するためのシカ防護柵設置(令和7(2025)年6月)
- ・(右) 協議会による自然観察イベント(令和7(2025)年7月)

利根沼田森林管理署では、地域住民・団体や自治体、企業など多様な主体と連携した自然再生活動等に取り組んでいます。

令和7(2025)年6月には、同署と沼田市、利根沼田自然を愛する会、民間企業から構成される「多様な活動の森(森の博物館 玉原)運営協議会」との間で、ブナ林や玉原湿原を含む128haの国有林野を保全するために「協定締結による国民参加の森林づくり」制度に基づく協定を締結しました。

協議会では、この協定に基づき、遊歩道の刈払い、食害を防止するためのシカ防護柵の設置、オオハングソンソウ等の外来種駆除等を実施しています。こうした協議会の取組が評価され、活動区域は同年12月に、「森の博物館 玉原」として地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」に認定されました。

同署では、引き続き、地域の多様な主体との連携の下で生物多様性の保全が図られるよう、技術指導や助言等の支援に取り組んでいきます。

事例 7 希少種ゴイシツバメシジミの生息環境の保全

(九州森林管理局 熊本南部森林管理署)



くまみすかみ いちらさ
・熊本県球磨郡水上村 市房国有林
・ゴイシツバメシジミ自然観察会
(令和7(2025)年8月)



・熊本県球磨郡水上村 市房国有林
・(左)ゴイシツバメシジミ
(令和6(2024)年8月)
(右)シシンラン
(令和5(2023)年8月)

昭和48(1973)年に熊本県で発見されたゴイシツバメシジミは、着生植物であるシシンランの花や蕾のみを食べて成長する小型のチョウです。生息地がごく限られ、絶滅危惧ⅠA類および天然記念物に指定されています。

ゴイシツバメシジミの生息地の環境がシシンランの減少などにより悪化したことから、平成9(1997)年度に「ゴイシツバメシジミ保護増殖事業計画」が策定され、これ以降、熊本南部森林管理署においてシシンランの増殖を通じたゴイシツバメシジミの生息環境の保全に取り組んでいます。

この取組では、倒木や落枝に着生していたシシンランの回収・育成を進めており、令和7(2025)年度はそれまでに育成したシシンランのうち、プランター57個分を現地に移植しました。こうした取組により、移植したシシンランは順調に生育し、ゴイシツバメシジミの個体群の存続に貢献しています。

また、これらの希少種への理解を深めるため、地元小学生を対象に自然観察会を開催しています。今後も、生息環境の保全に取り組むとともに、自然観察会等を通じた地域住民への普及・啓発活動を継続していきます。

(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

国有林野の管理経営に当たっては、都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととしています。

ア 効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進しています。

特に、造林の省力化・低コスト化に向けて成長等に優れた特定苗木の活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用するなど新たな手法を取り入れた効率的な森林管理・木材生産の実証等に取り組んでいます。

また、これらの取組に当たり、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して、主に主伐・再造林等の施業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進めることとしています。

なお、こうした成果については、現地検討会やウェブサイトでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組んでいます。

加えて、自ら事業を発注し、全国で多数の事業実績を分析できる特性を活かしつつ、より実践的な取組として、コンテナ苗[※]等を活用し伐採から造林までを一体的に行う「一貫作業[※]」を実施するとともに、工程管理の導入・改善等の生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る等の取組を推進しています。

表－６ 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

区 分	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
実施回数(回)	244	211	182
延べ参加人数 (名)	7,750	7,177	6,450
うち民有林関係者(名)	3,599	3,369	2,906

注 1：各年度に、森林管理局・署が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

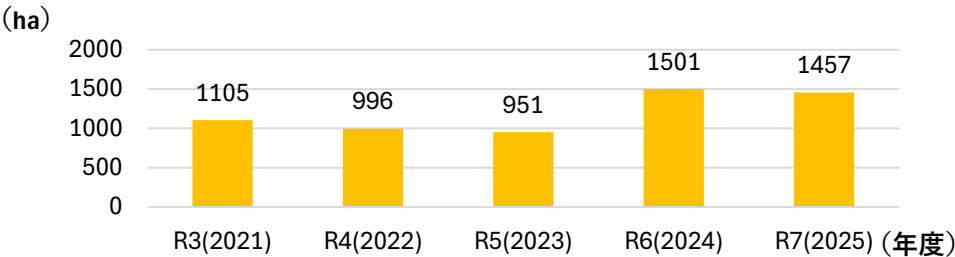
2：民有林関係者とは、森林管理局・署職員以外で、地方公共団体や林業事業体の職員等。

表－７ 大学及び試験研究機関との協定数

	大学	試験研究機関	計
森林管理局	18(7局)	11(6局)	29
森林管理署	10(4局9署)	24(3局17署)	34
計	28	35	63

注：令和 8 (2026) 年 3 月末現在の数値である。

図－３ 国有林野における一貫作業の実施面積



事例 8 早生樹(テーダマツ)に関する現地検討会の開催

(関東森林管理局 天竜森林管理署)



- ・静岡県浜松市 霧山第一国有林
- ・(左)現地検討会(令和 7 (2025) 年 12 月)
- ・(右)天然更新によるテーダマツの生育状況(令和 7 (2025) 年 12 月)

持続的な林業経営のために、下刈りなどの育林経費低減が重要です。天竜森林管理署では、おおむね 30 年程度で伐採・利用可能な早生樹であり、合板用材として活用可能な強度を有するテーダマツの施業体系確立に向け、取り組んでいます。

同署では、管内にある 70ha のテーダマツ人工林を活用して、下刈り回数の違いによる初期成長やシカ被害の状況等を調査しており、植栽木の苗高は 2 年目で 2 m 以上と、下刈り回数の削減につながることが確認されました。また、テーダマツ伐採跡地においては、稚樹の自然発生が確認されたことから、天然更新の可能性も調査しています。

こうした成果を踏まえ、令和 7 (2025) 年 12 月、林業関係者 53 名を対象にした現地検討会を開催し、テーダマツの生育や天然更新の状況等について調査結果を共有しました。参加者からは、テーダマツの収穫実績や 30 年後の収益見通し、風倒リスクなどの質問や意見が出され、早生樹に対する関心の高さが伺えました。

同署では引き続き、公益的機能の発揮に配慮しつつテーダマツの施業体系確立に向けた実証を進め、森林資源の循環利用に向けた取組を推進していきます。

イ 林業事業体・林業経営体の育成

① 総合評価落札方式や複数年契約等の活用

林業事業体の創意工夫を促進し、施業提案や集約化の能力向上等を支援するため、国有林野事業の発注においては、総合評価落札方式や複数年契約（2 か年又は 3 か年）、事業成績評定制度の活用等を通じた生産性向上や労働安全対策に配慮した事業実行の指導に取り組んでいます。間伐等の事業を複数年契約で実施することにより、新たな機械の導入、新規雇用、技術者の育成等林業事業体の育成に貢献しています。

また、林業事業体の経営の安定化に資するよう、市町村単位で今後 5 年間の国有林野事業における伐採計画量を公表するとともに、森林整備や素材（丸太）生産における発注見通しの情報を森林管理署等ごとに公表するなど、効果的な情報発信の取組を進めています。あわせて、森林経営管理制度の定着に向け、林業経営体の育成に資するよう事業の発注に際し、こうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮するとともに、国有林野の多様な立地を活かし、事業の実施、現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じて林業経営体の育成に取り組んでいます。

② 樹木採取権制度の活用

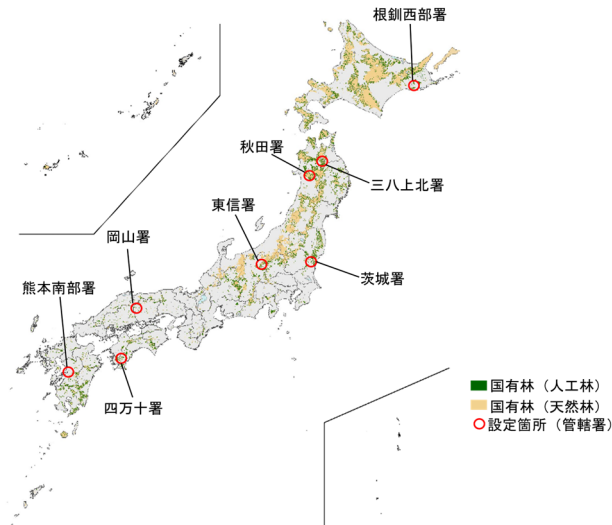
国有林野の一定区域において一定期間、安定的に事業量を確保することにより林業経営者の育成を図るため、樹木採取権制度による取り組みを進めています。令和 7（2025）年度末時点で全国 8 箇所において、基本となる規模（区域面積 200 ～300ha 程度（皆伐相当）、権利存続期間 10 年程度）の樹木採取権を設定し、樹木採取権を設定した箇所では、伐採等の事業が順次実施されています。その際、皆伐については、1 伐採箇所の面積が 5 ha を超えないようにするとともに、保護樹帯を設定するなど国有林の伐採ルールを定めた管理経営の指針に則り事業が行われています。また、伐採後は、国が樹木採取権者と造林請負契約を締結し、確実に再造林を実施しています。

新たな樹木採取権の設定に向けては、「今後の樹木採取権設定に関する方針」（令和 4（2022）年 12 月策定）に基づき、新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を行っており、令和 7 年度には、全国 3 森林計画区において同調査を実施しました。

表－ 8 複数年契約による間伐等事業の状況

	契約 件数	契約面積 (ha)	集材材積 (千 m ³)	植栽面積 (ha)
令和 3（2021）年度	19	1,858	142	49
令和 4（2022）年度	26	3,736	255	53
令和 5（2023）年度	28	4,032	253	152
令和 6（2024）年度	26	2,867	229	77
令和 7（2025）年度	33	3,587	277	131

図－４ 樹木採取権の設定箇所



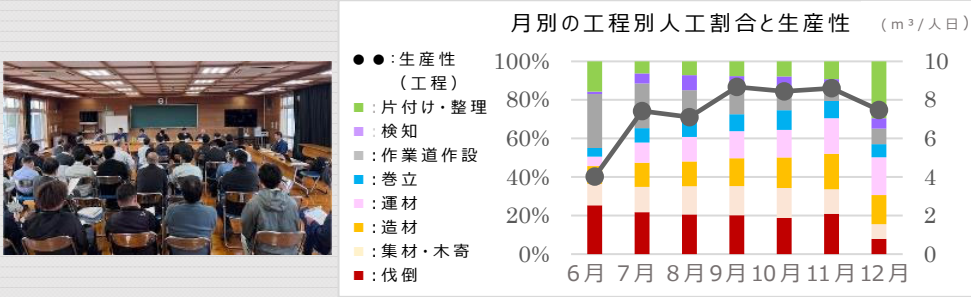
表－９ 樹木採取権の設定状況及び事業の実施状況

区分	権利の設定状況		事業の実施状況			
	権利設定 件数(件)	区域面積 (ha)	採取箇所 面積(ha)		素材生産量 (m³)	再造林 面積 (ha)
			主伐	間伐		
令和3 (2021)年度	6	1,473	－	－	－	－
令和4 (2022)年度	2	466	30	－	8,735	12
令和5 (2023)年度	－	－	105	18	34,767	49
令和6 (2024)年度	－	－	80	9	36,328	83
令和7 (2025)年度	－	－	103	9	39,925	84
累計	8	1,940	318	36	119,755	228

注１：計の不一致は四捨五入によるもの。
注２：区域面積は、設定当時のもので、皆伐面積相当。
注３：採取箇所面積と再造林面積が異なるのは、採取開始が年度後半に及ぶなどにより、再造林の実施年度が翌年度以降となる場合があるため。
注４：令和４（２０２２）年度及び令和５（２０２３）年度の素材生産量の数値に誤りがあったため、令和４（２０２２）年度及び令和５（２０２３）年度の公表時の数値と異なる。

事例９ 生産日報アプリを活用した生産性向上の取組

（関東森林管理局 茨城森林管理署）



- ・茨城県水戸市 茨城森林管理署内
- ・(左)実践報告会(令和8(2026)年2月)
- ・(右)生産データの見える化による工程管理

生産性の高い林業を確立するためには、林業経営体において作業ごとの工程が最適なものとなるよう工夫・改善していくことが重要です。

このため、茨城森林管理署では、令和7(2025)年度から、生産請負事業の全契約(6契約)で生産日報アプリを活用し、日々の生産量や作業時間等を記録するとともに、AIによるデータ分析を取り入れたレポートを提供するなど、請け負った林業経営体の作業改善を後押ししています。

令和8(2026)年2月には、同署の主催による実践報告会を開催し、県内外の民有林関係者43名に対し、6社が報告を行いました。報告会では、生産データの分析により、作業道作設等の準備作業の比率が高い時期は生産性が低下しやすいことが明らかになったことを踏まえ、作業道を完成させてから次の工程に進むのではなく、必要な箇所から段階的に作設することで次の工程へ前倒しで着手できるよう改善を図った事例など、データを基に現場で行われた工夫が共有されました。

同署では、引き続き、データを継続的に蓄積し、AI分析の精度向上を図ることなどにより、林業経営体における作業工程の把握・改善を促進し、生産性向上に取り組んでいきます。

ウ 森林・林業行政に対する技術支援と技術者育成の取組

国有林野事業では、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士(フォレスター)*等の系統的な育成に取り組み、地域の林業関係者と会議等を通じて交流を推進するほか、森林管理署等と都道府県の森林総合監理士等が連携して「技術的援助等チーム」を設置するなど、地域の実情に応じた体制を整備し、「市町村森林整備計画※」の策定とその達成に向けた支援を行っています。あわせて、森林経営管理制度の取組が進む中で、都道府県と連携して公的管理を行う森林を取り扱う技術の普及等に取り組んでいます。

また、事業発注やフィールドの提供を通じた研修実施等により森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めています。

事例 10 市町村等職員の研修受入れ

(関東森林管理局)



・群馬県桐生市 赤面国有林
・基礎研修でのシカ食害対策見学
(令和7(2025)年7月)



・群馬県前橋市 関東森林管理局
・基礎研修での搬出系統のグループワーク
(令和7(2025)年9月)

市町村においては、森林経営管理制度の推進や森林環境譲与税の活用等、森林・林業行政における重要な役割を担う一方、森林・林業に関する専門的知識や技術を有する職員が少ないことが課題となっています。このため、林野庁では、国有林職員向けの研修に市町村職員等の受け入れを行っています。

関東森林管理局では、令和7(2025)年度に、森林調査技術などの基礎研修(全3回)に相模原市ほか12の市町村等から、延べ43名の職員を受け入れました。また、地域における森林管理上の課題に対応した研修については、「多様な森林づくり」に14名、「ニホンジカ被害対策」に29名、「林地保全に配慮した森林づくり」に18名の市町村等職員が参加しました。

実施に当たっては、オンラインによる受講を可能とするなど、様々な業務を抱える市町村等職員が参加しやすいよう配慮しました。

受講者アンケートでは、「今後、民有林をどのように管理していかなければならないか真剣に考えるきっかけとなった。」、「広葉樹を売払い対象として見たことがなかったが、需要があることを知り、地域で何の樹種が必要とされているか意識しようと思った。」といった回答があり、業務への活用意欲の高さがうかがえました。

今後も、民有林・国有林双方の職員の知識の習得と技術向上につながる研修を継続的に実施し、森林・林業行政を担う人材の育成に取り組んでいきます。

(3) 国民の森林としての管理経営

ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報発信

森林管理局・署等では、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するため、国有林野事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関するサービスを提供しています。また、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画※」の策定等に当たり、計画案についてパブリックコメント制度を活用し、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を求めるなど、対話型の取組を進めています。

さらに、「国有林モニター※」制度により、地域の方々に現地説明会や広報誌等の情報提供を通じて国有林野事業を知っていただくほか、アンケート等を通じて、管理経営に対する様々な意見を直接伺うよう努めています。

このほか、ウェブサイトの内容の充実や SNS を活用した情報発信等の新たな手法の活用等に努めるとともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、多様な方法により国民への情報発信や意見聴取に積極的に取り組んでいます。



国有林モニター

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kokuyurin_monita.html

事例 11 計画策定時における地域懇談会の開催

(近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署)



- ・和歌山県伊都郡高野町 高野山国有林
- ・(左) 地域懇談会(令和7(2025)年10月)
- (右) 間伐実施箇所の現地見学会(令和7(2025)年10月)

各地の国有林野の管理経営に当たっては、地域関係者の理解が重要です。このため、森林管理局・署では、5年ごとに行う国有林野の管理経営の指針等を定めた地域管理経営計画等の策定に当たり、地域関係者の意見を反映する機会を設けています。

近畿中国森林管理局と和歌山森林管理署では、令和8(2026)年度に予定している紀北森林計画区での計画策定に先立ち、令和7(2025)年10月に、和歌山県伊都郡高野町において、地域住民や林業関係者等を対象とした懇談会及び現地見学会を開催しました。

懇談会では、管理経営の考え方や主要事業の実績、次期計画の検討方向等について説明するとともに、森林整備の着実な実行や花粉発生源対策について意見交換を行いました。同署は、参加者からの花粉の少ないスギ苗木の確保方法や遊歩道の維持管理状況に関する意見等に対し、対応状況を説明しました。また、現地見学会では地元の要望に応じて間伐を実施した箇所の視察を行うなど国有林野事業への理解醸成に努めました。

今後、局・署では、懇談会で寄せられた意見を踏まえて地域管理経営計画を策定し、地域の実情に沿った管理経営を行うこととしています。

イ 森林環境教育の推進

森林管理局・署等では、森林環境教育の実践の場として国有林野が利用されるよう、学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村等の立地、地域の要請に応じたプログラムの整備及びフィールドの提供等に積極的に取り組んでいます。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子どもたちに提供し、様々な自然体験を進める「遊々の森^{ゆゆうのもり}」を設定しています。令和7(2025)年度末現在、132 か所で協定を締結しており、森林教室や林業体験等の様々な活動が行われています。また、プログラムの提供や技術指導を通じて、森林環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援しています。

また、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材利用の意義を学んでもらうため、「木育」の活動を推進しています。森林管理局・署等では、地域のイベントにおける木工体験教室や、庁舎内での木製品の展示、木育コーナーの一般開放などを通じて、国民が木に触れ親しむ機会を提供しています。



森林への招待状

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/index.html

表－10 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況

連携機関	回数(回)	参加人数(人)	主な取組内容
保育園 幼稚園	20	671	親子を対象とした森林教室、木工教室、自然観察会等を実施
小学校	221	20,369	森林教室、木工教室、自然観察会、植樹等を実施
中学校	65	3,936	森林教室、下刈り・間伐等の林業体験、森林調査の体験等を実施
高校 大学	73	4,617	下刈り・間伐等の林業体験、森林管理署等における就業体験等を実施
その他	988	17,100	地域の自治体やNPO等と連携して開催した各種イベントの一環として森林教室等を実施
計	1,367 (1,207)	46,693	

注1：令和7(2025)年度末現在の数値である。

2：()は、異なる連携機関が合同で実施した場合に1回として計上。

事例 12 木育チーム「もりのめ」による普及啓発活動 (北海道森林管理局 網走南部森林管理署)



- ・北海道斜里郡小清水町
- ・(左)小清水小学校出張授業での森林教室(令和7(2025)年9月)
- (右)小清水町放課後児童クラブでの葉っぱの葉づくり(令和7(2025)年6月)

林野庁では、木材・木製品との触れ合いや森林・林業体験を通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進しています。

網走南部森林管理署では、令和5(2023)年に、若手や子育て世代の職員が、人々の森林への興味・関心の“芽”と森林管理を考える“多様な視点”を育み広げる木育チーム「もりのめ」を結成し、地域における木育活動を実施しています。

令和7(2025)年度は、小清水町の放課後児童クラブでの木の葉がもつ役割を描いた絵本の読み聞かせや葉っぱの葉づくり、小清水小学校での出張授業(森林散策、森林の働きについての学習、林業現場見学)、認定こども園でのドングリについて学ぶ森林教室など年間10回の活動を実施しました。こうした木育チームの活動により、前年度に比べて木育の依頼件数が増加するなど、地域における木育の認知度が高くなる効果が生まれています。

同署では、国民の森林・林業に対する理解醸成に向けて、木育のマニュアルを作成するなど、継続して木育活動を実施できる体制づくりに取り組んでいます。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

国民に開かれた国有林野の管理経営を推進するため、自ら森林づくりに参加したいという国民の要請も踏まえ、フィールドの提供を行うほか、分収林制度※を活用し、NPO、企業、地元関係者等の多様な主体と連携して森林整備活動や自然再生活動等に取り組んでいます。

① NPO 等による森林づくりや森林保全活動の支援

森林管理署等と NPO 等が協定を結び、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」や「木の文化を支える森」等を設定しています。

植樹や下刈りのほか、森林浴、自然観察会、森林教室等の活動を行うことができる「ふれあいの森」は、令和7(2025)年度末現在、105 か所で協定を締結し、令和7(2025)年度は延べ約1.2万人が森林づくり活動に参加しました。

また、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸など次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定し(令和7(2025)年度末現在22か所)、地域の関係者等が参加する森林づくり活動を進めています。

森林管理署等では、継続的に森林づくり活動に参加していただくため、活動フィールドの提供を始め、技術指導や助言、講師の派遣等の支援を行っています。

表－11 国民参加の森林づくりの協定締結状況

種類	箇所数	面積(ha)	活動の内容
ふれあいの森	105	3,673	ボランティア団体等による自主的な森林整備を目的とした森林づくり活動。
社会貢献の森	145	2,623	企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林づくり活動。
木の文化を支える森	22	1,655	歴史的な木造建造物や伝統工芸など木の文化の継承に貢献することを目的とした森林整備・保全活動。
遊々の森	132	5,569	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、林業体験などの活動。
多様な活動の森	86	4,271	森林の保全を目的とした美化活動、森林パトロールなどの活動。
モデルプロジェクトの森	11	584	地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理を目的として、地域で合意形成を図りながら森林管理署と協働・連携して行う森林整備、保全活動。
計	501	18,375	

注：令和7(2025)年度末現在の数値である。



協定締結による国民参加の森林づくり
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html

事例 13 ボランティア団体や企業と連携した国有林の保全活動
(四国森林管理局 高知中部森林管理署)



- ・高知県香美市 別府山国有林
- ・(左) 取組前の打合せの様子(令和7(2025)年6月)
- ・(中) ボランティアによる防護柵設置(令和7(2025)年10月)
- ・(右) 大型ドローンによる資材運搬(令和7(2025)年10月)

高知中部森林管理署では、三嶺・白髪山周辺においてニホンジカの食害による樹木の枯死や植生の衰退、表土の流出が進行していることから、地元自治体や地域住民・自然保護団体等で構成される「三嶺の森をまもるみんなの会」と連携し、継続的に食害対策を講じています。

この取組では、ブナやモミ等の天然林やササ類等の地表植生を食害から守るため、防護柵の設置・補修、現地の巡視や被害状況の確認、植生の回復状況の把握等の保全活動を共同で行っています。

一方で、山地での資材運搬はボランティア参加者等の大きな負担となっていました。そこで、令和7(2025)年度は、企業の協力を得て、資材搬入(防護柵資材約250kg)に大型ドローンを活用することで、作業負担が大幅に軽減しました。

同署では、今後も地域や企業と連携した森林の保全活動を進めていくこととしています。

② 分収林制度による森林づくり

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合う（分収する）ことを前提に、契約者が木を植えて育てる「分収造林」や、契約者に生育途上の森林の保育や管理等に必要な費用の一部を負担していただき国が木を育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めています。

これらの分収林制度を利用して、企業等が、社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定も行われています。また、「分収育林」の契約者である「緑のオーナー」に対しては、森林とふれあう機会の提供等に努めるとともに、契約者の多様な意向に応えるため、契約の延長を可能としています。

なお、「分収育林」の契約満期に伴う販売実績については、令和7（2025）年度までに3,116 か所で売却し、一口（50万円）当たり、平均で約32万円の分収額になっています。

表－12 分収林の現況面積

（単位：ha）

区 分	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
分収造林	90,613	87,219	85,054
うち 法人の森林	1,023 (298 か所)	1,024 (299 か所)	1,020 (298 か所)
分収育林	8,877	8,200	7,517
うち 法人の森林	1,278 (161 か所)	1,256 (156 か所)	1,247 (152 か所)

注：各年度期末現在の数値である。



ニホンライチョウ

中部森林管理局

つがいけ
梅池湿原風致探勝林

近畿中国森林管理局

みのお
明治の森箕面自然休養林

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

ア 森林の巡視及び境界の保全

国有林野事業では、山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、地方公共団体、警察、ボランティア団体、NPO 等地域の様々な関係者と協力・連携しながら国有林野の巡視や清掃活動等を行っています。特に、毎年7月を「『国民の森林』クリーン月間」に設定し、地域関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しています。

また、登山利用など来訪者の集中により、樹木の損傷やゴミの増加による植生の荒廃等が懸念される国有林野において、「グリーン・サポート・スタッフ※」（GSS: 森林保護員。R7(2025)年度は全国で98人）が巡視活動を行っています。グリーン・サポート・スタッフは、入林マナーの啓発活動、植生保護のための柵の整備等を行い、貴重な森林生態系の保全管理に取り組んでいます。グリーン・サポート・スタッフの活動等については、森林管理局のウェブサイト等に掲載して情報発信を行っています。

さらに、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。



森林保護最前線！グリーン・サポート・スタッフ BLOG：北海道森林管理局
https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/koho/koho_net/gss-blog/index.html

事例 14 パトロールによる高山植物等の保護活動

(中部森林管理局 富山森林管理署)



(写真提供：国有林野保護管理協議会)



(写真提供：国有林野保護管理協議会)

・富山県中新川郡立山町 フナ坂国有林

・(左)パトロールの様子(令和7(2025)年7月)

(右)パトロール員による登山道整備(令和7(2025)年7月)

国有林野には例年多くの登山者が訪れますが、登山道外への立ち入りによる踏みつけ等から希少な高山植物を保護することが課題となっています。

富山森林管理署は、立山黒部アルペンルートが開通した昭和46(1971)年に、地元自治体や山岳関係者等と国有林野保護管理協議会を結成しました。同協議会は、毎年、夏山最盛期に高山植物等保護パトロール員を募集し、高山植物の保護や山岳環境美化のための取組を行っています。

令和7(2025)年度は、13名のパトロール員が、高山植物の採取防止や登山道外への立ち入りに対する指導、ストックキャップ装着の呼びかけなど登山者に向けた啓発活動を行いました。また、登山道の整備や立入禁止看板の設置・補修も実施しました。

今後はこれらの取組に加え、増加傾向にある外国人登山者への対策として、日本語と英語を併記した立入禁止看板の設置等も併せて実施していく予定です。

イ 森林病虫害の防除

松くい虫被害[※]は、我が国最大の森林病虫害であり、国有林野における病虫害の多くを占めています。国有林野における被害量は、昭和 54(1979)年度の 149 千 m³をピークに長期的に減少傾向にありましたが、令和 5 (2023)年度に増加に転じ、令和 7 (2025)年度は、126 千 m³(対前年度比 223%)となりました。

また、ナラ枯れ被害[※]も全国各地で発生しており、北海道内の国有林においても令和 6 (2024)年度に初めて被害が確認されました。令和 7 (2025)年度の国有林野における被害量は、47 千 m³(対前年度比 134%)であり、東北地方を中心に被害が発生しています。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林等を保護するため、地方公共団体や地域住民と連携しつつ、薬剤散布、樹幹注入による予防対策や、被害木を伐倒してくん蒸等を行う駆除対策を併せて実施しています。

表－13 松くい虫被害の状況と対策

区 分			令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
松くい虫被害量(千 m ³)			37	57	126
防 除	予 防	特別防除(ha)	2,848	2,854	2,745
		地上散布(ha)	1,474	1,518	1,547
	駆 除	伐倒駆除(千 m ³)	13	12	10
		特別伐倒駆除(千 m ³)	12	19	24

注 1：特別防除とは、有人ヘリコプターを利用して空から薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
2：地上散布とは、動力噴霧機等を利用して地上から薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除すること。
3：伐倒駆除とは、被害木を伐り倒し、薬剤散布又はくん蒸処理等をして、カミキリの幼虫を駆除すること。
4：特別伐倒駆除とは、被害木を伐り倒して、破砕又は焼却し、カミキリの幼虫を駆除すること。
5：予防対策と駆除対策を合わせて防除という。

病虫害・鳥獣害対策

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/shinrinhigai.html



事例 15 松くい虫被害木の有効利用

(九州森林管理局 鹿児島森林管理署)



・鹿児島県南さつま市 高橋湯国有林
・販売された被害木
(令和 7 (2025) 年 3 月)



・鹿児島県枕崎市
・被害木チップ
(令和 7 (2025) 年 11 月)

松くい虫被害は、病原体の線虫がマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツの樹体内に侵入・増殖することで引き起こされる萎凋病が原因で発生します。被害の拡大を防ぐためには、線虫を媒介するカミキリムシの幼虫が潜む被害木を適切に処理する必要がありますが、多額の費用がかかることが課題になっています。

鹿児島森林管理署では、被害木の有効利用による処理費用の削減に取り組んでいます。令和 7 (2025)年度は、まとまった被害が発生した南さつま市吹上浜周辺の林分を立木販売し、処理期限の特約を付して、同署全体の松くい虫被害量の約 4 分の 1 にあたる 3,500 m³について、有効利用するため、地元事業者の販売しました。被害木はカミキリムシの拡散を防ぐため、移動式チップパーにより現地で破砕され、木質バイオマス発電の燃料として利用されました。これにより、従来の処理の方法と比較して、処理費用を大幅に削減することができました。また、従来は利用が難しかった枝条もチップ化し、発電施設で幹のチップと混焼することにより、有効活用と駆除の両立を図っています。

同署では、民有林と連携した松くい虫被害の拡大防止に向け、南さつま市や鹿児島市等と現地検討会等を開催するなど、被害木の有効利用と対策に取り組んでいます。

ウ 鳥獣被害対策の推進

シカの食害による造林木の成長阻害や枯死、下層植生の消失、クマによる樹木への剥皮被害等、野生鳥獣による森林被害は深刻であり、森林が持つ公益的機能の発揮にも支障を来します。

国有林野事業では、野生鳥獣との共存を可能とする地域づくりに向け、地域の関係行政機関や学識経験者、NPO 等と連携し、地域の特性に応じて、シカの捕獲、生息状況・行動把握調査、被害防除(防護柵の設置等)等の有効な手段を組み合わせた対策を総合的に推進しています。

森林管理署等では、職員が開発した捕獲手法及び改良型わなや ICT 捕獲通知システム*等による効率的・効果的なシカ捕獲技術について、現地検討会の開催等を通じて、民有林関係者等への普及に取り組んでいます。

また、猟友会や地方公共団体と協定を締結し、猟友会等が国有林内でシカ捕獲を行うためのわなの貸出し等の捕獲協力も行っています。これらの取組により、令和 7(2025)年度には 35,916 頭のシカ*を捕獲しました。さらに、捕獲したシカのジビエ利用に取り組むとともに、捕獲個体の埋設処理の効率化に向けた手法の実証・普及にも取り組んでいます。

このほか、四国及び九州を除く各森林管理局では、年ごとの結実量に大きな変化があるブナ等の堅果類について豊凶調査を実施しています。この調査は、天然更新など施業の判断のために始まったものですが、現在ではクマの出没予測にも活用されています。

*一般ハンターによる狩猟は含まない

事例 16 大型排水管を用いたシカ捕獲個体の減容化処理

(近畿中国森林管理局 三重森林管理署)



- 三重県多気郡大台町 大杉谷国有林
- (左) 現地検討会の様子(令和 7(2025)年 10 月)
- (右) 大型排水管内部の様子(令和 7(2025)年 10 月)

ニホンジカによる森林被害を防止するためには、捕獲による個体数管理が重要です。捕獲個体は、ジビエ等に利用しない場合は、焼却施設等に持ち込むか埋設処理を行う必要があります。捕獲者の負担が大きいという課題があります。

このような状況を踏まえて、三重森林管理署では、埋設処理の効率化に向け、林道脇などに縦置きで埋設した大型排水管(直径 1 m、長さ 4 m)に捕獲個体と発酵促進剤(ぼかし剤)を投入し、自然分解により減容化する埋設処理の実証・普及に取り組んでいます。

この方法は、残渣の減容化により、処理できる個体数も多く、捕獲個体の投入作業も容易なため、従来の埋設処理と比べて作業負担やコストを軽減することができます。

令和 7(2025)年 10 月には、減容化処理の普及に向けて、県・市町職員等の林務・鳥獣害対策担当者など 25 名を対象とした現地検討会を開催し、参加者からは「臭いを懸念していたが、ぼかし剤により悪臭が軽減することが実際に確認できてよかった」などの声が寄せられました。

今後はこの処理方法の減容状況について調査を行いつつ、積極的に情報発信を行い、民有林などの地域関係者への普及に取り組んでいきます。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の管理

国有林野には、原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正 4 (1915) 年に保護林制度を発足させ、時代に合わせて制度の見直しを行いながら、こうした貴重な森林を保護林に設定し、厳格な保護・管理に努めてきました。

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在で設定している保護林は、658 か所(101.7 万 ha)となっています。これらの保護林については、森林や動物等の状況変化を把握するために定期的にモニタリング調査を行い、外部有識者からなる保護林管理委員会において現状を評価しています。令和 7 (2025) 年度は 89 件のモニタリング調査を行い、調査結果を基に、保護・管理方針や区域の見直し等を検討するとともに、必要に応じ、植生の回復やシカ等による食害を防ぐための防護柵の設置、外来植物の駆除等に取り組んでいます。

さらに、世界自然遺産「知床しれとこ」、「白神山地しらかみさんち」、「小笠原諸島おがさわらしょとう」、「屋久島やくしま」及び「奄美大島あまみ、徳之島おおしま、沖縄島北部とくのしま及び西表島おきなわじまほくぶ」では、遺産を保護するための国内制度の一つとして、保護林の一区分である「森林生態系保護地域」が位置づけられています。

また、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、保護林を中心とした森林生態系ネットワークを形成して、野生生物の移動経路を確保するため、「緑の回廊」を設定しています。令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在の緑の回廊は、24 か所(58.4 万 ha)となっています。

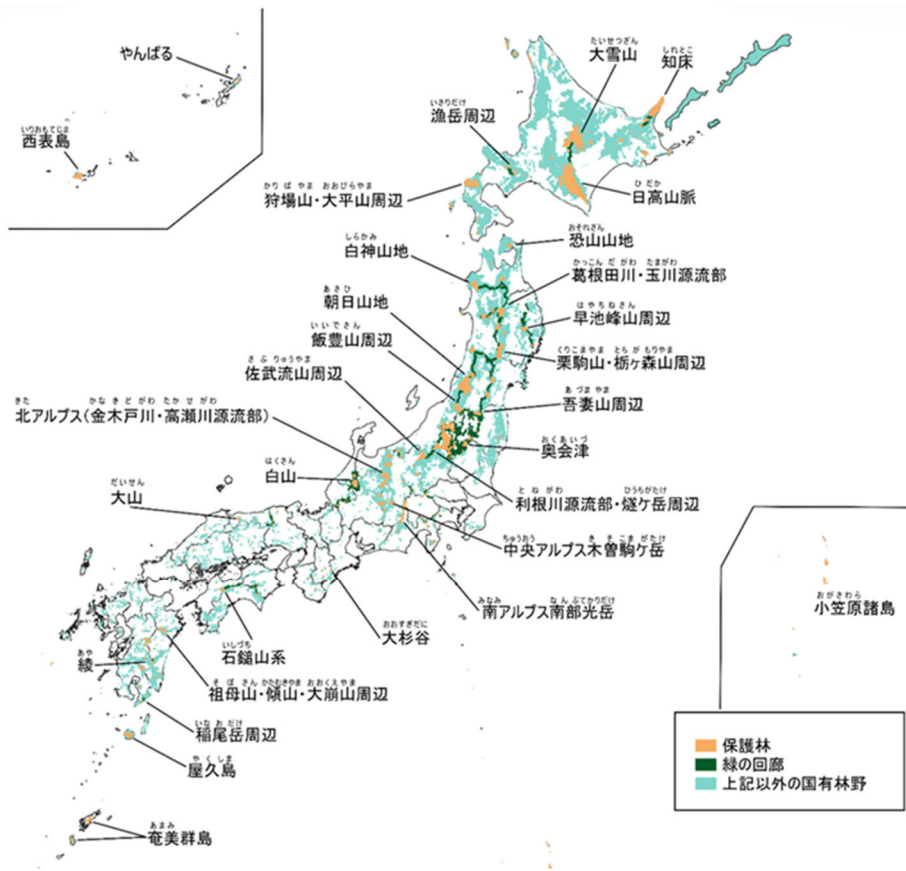
緑の回廊においては、モニタリング調査により森林の状態と野生生物の生育・生息実態の関係を把握して、これに順応した保全・管理を推進しています。

表－14 保護林区分

区分	箇所数	面積 (万 ha)	目的	代表的な保護林 (都道府県)
森林生態系 保護地域	31 〈31〉	73.7 〈73.7〉	我が国の気候帯 又は森林帯を代 表する原生的な 天然林を保護・ 管理	知床 しれとこ (北海道) 白神山地 しらかみさんち (青森県、秋田県) 小笠原諸島 おがさわらしょとう (東京都) 屋久島 やくしま (鹿児島県) 西表島 いりおもてじま (沖縄県)
生物群集 保護林	98 〈98〉	24.0 〈24.0〉	地域固有の生物 群集を有する森 林を保護・管理	利尻島 りしりとう (北海道) 蔵王 ぞおう (宮城県、山形県) 北アルプス きた (富山県、長野県) 剣山 きた (徳島県) 霧島山 きりしまやま (宮崎県、鹿児島県)
希少個体群 保護林	529 〈529〉	4.0 〈4.0〉	希少な野生生物 の生育・生息に 必要な森林を保 護・管理	シマフクロウ しりとりう (北海道) 笠堀カモシカ かさぼり (新潟県) 立山オオシラビソ たてやま (富山県) 高野山コウヤマキ こうやさん (和歌山県) 奄美群島アマミノクロウサギ あまみぐんとう 等(鹿児島県)
合計	658 〈658〉	101.7 〈101.7〉	—	—

注 1：令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在の数値である。
2：計の不一致は四捨五入による。
3：〈 〉書は、前年度の数値である。

図－５ 「保護林」と「緑の回廊」位置図



注：保護林のうち森林生態系保護地域の名称を記載(令和8(2026)年4月1日現在)

保護林

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html

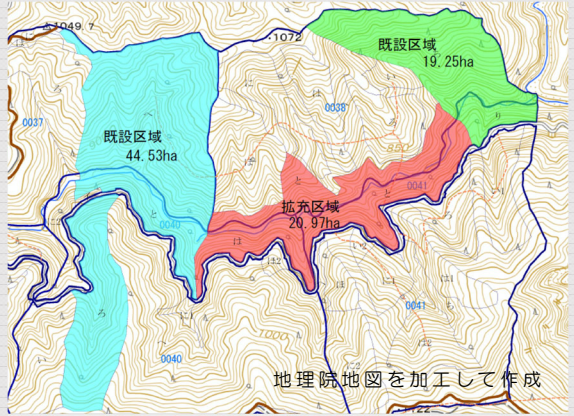
緑の回廊

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/corridor.html



事例 17 保護林の統合・拡充と一体管理

(近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署)



- ・和歌山県日高郡日高川町 西ノ河国有林
- ・(左)モミ・ツガ林(令和7(2025)年5月)
- ・(右)統合・拡充対象地

林野庁では、国有林野内において、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林等を保護林として保護・管理しており、森林の現況に応じて区域の見直しを行っています。

和歌山森林管理署では、モミ・ツガ・ブナ等の希少個体群を保護するため、日高川町の国有林に2つの保護林を設定し、保護・管理を行ってきました。

令和6(2024)年度、同署が森林計画策定のために現地を調査したところ、両保護林の間に位置する区域(21ha)に保護林と同等の植生を確認しました。

このため、従来の2つの保護林とこの間の区域を統合し、西ノ河モミ・ツガ・ブナ遺伝資源希少個体群保護林(85ha)として一体的に保護・管理することが適切と判断し、令和7(2025)年度策定の管理経営計画に反映しました。

今後も、継続的なモニタリング調査や巡視を実施し、適切な保護・管理を進めることとしています。

3 国有林野の林産物の供給

(1) 林産物等の供給

国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、地域における木材の安定供給体制の構築等を図るため、機能類型区分に応じた施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給に努め、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとしています。

令和 7 (2024) 年度には、879 万 m³ の立木を伐採し、素材(丸太)と立木を合わせ、464 万 m³ の木材(素材(丸太)換算)を供給しました。

国有林材の供給に当たっては、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材・合板工場等と協定を締結し、国有林材を安定的に供給する「システム販売※」に取り組んでおり、令和 7 (2025) 年度のシステム販売による素材(丸太)供給量は、198 万 m³ となっています。

さらに、木材の供給時期や樹材種等の情報を、ウェブサイト等を通じて、迅速かつ広範囲に提供しています。

このほか、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活用し、民有林からの供給が期待しにくい樹種等の計画的な供給や、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域のニーズを踏まえて、広葉樹などの資源の有効利用にも取り組んでおり、令和 7 (2025) 年度はヒバ 4.8 千 m³、木曽ヒノキ 0.3 千 m³ を供給しました。

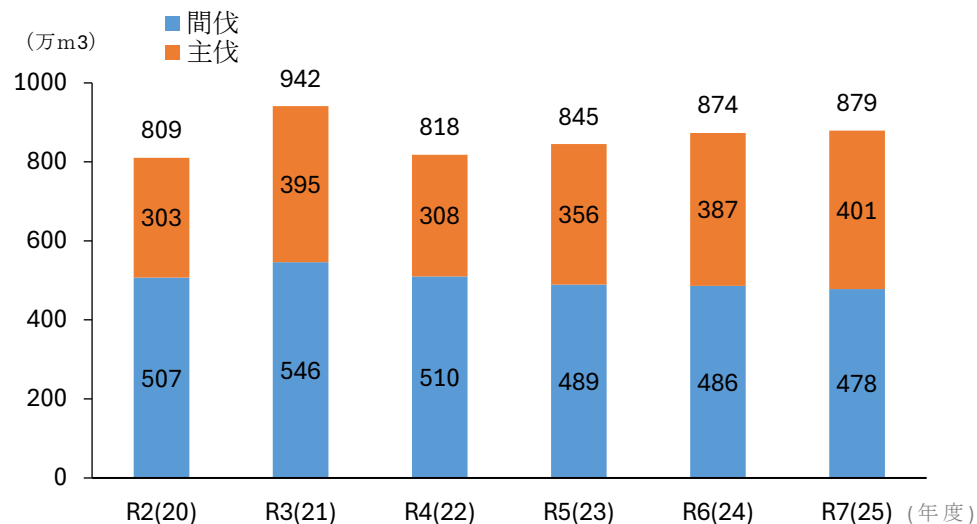
また、民有林における適切な立木取引に資する取組として、樹木を立木のまま販売する立木販売について、結果の公表を実施しています。

国有林野事業における立木販売結果の公表

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/hanbai/hanbaikekka.html>



図－6 国有林野事業における立木の伐採量



注 1：伐採量は、国有林内で伐採等をした立木の材積(林地残材等を含む)である。

2：計の不一致は四捨五入によるもの。

表－15 国有林材供給量(素材(丸太)換算)(単位：万 m³)

区分	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
国有林材供給量 (国産材供給量に 占める割合)	500 <184> (15%)	487 <176> (14%)	464 <167> (-)
(参考)国産材供給量	3,432	3,481	-

注 1：国有林材供給量の<>書は、立木販売量(R5:255 万 m³、R6:248 万 m³、R7:242 万 m³)を素材(丸太)換算した推計量で内数。

2：官行造林の立木販売量(R5:19 万 m³、R6:18 万 m³、R7:22 万 m³)を素材(丸太)換算した推計量を含む。

3：(参考)国産材供給量は、林野庁「木材需給表」の数値であり、用材、しいたけ原木、燃料材の供給量で、暦年の合計である。

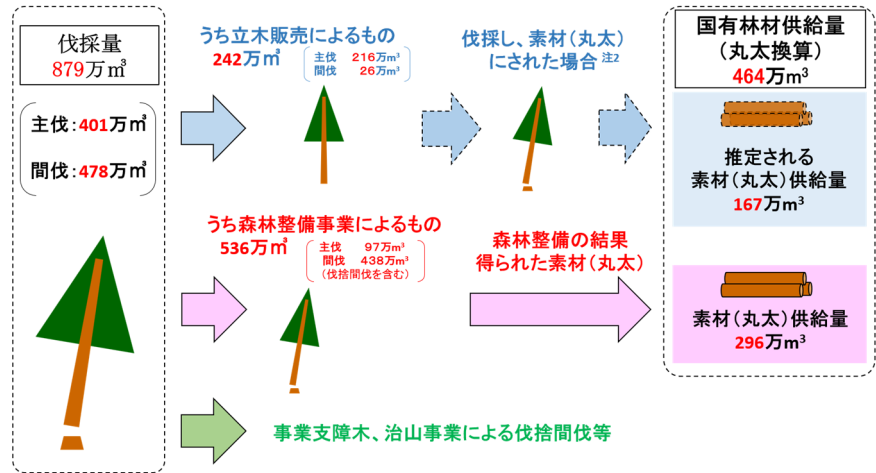
4：令和 7 (2025) 年の木材需給表が未確定のため、令和 7 (2025) 年の国産材供給量及び国産材供給量に占める国有林材供給量の割合の数値は記載していない。

表－16 国有林野事業における素材（丸太）供給量
(単位：万 m³)

区 分	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度
素材(丸太) 供給量	283	279	316	311	296
うちシス テム販売	190 (67%)	177 (67%)	182 (58%)	188 (61%)	198 (67%)

注：() 書は、素材(丸太)販売量全体に占めるシステム販売の割合である。

図－7 伐採量、供給量、販売量の関係について



注1：令和7(2025)年度の数値である。
2：立木販売は、事業者へ立木のまま販売し、素材（丸太）生産量を直接把握できないため、一定の仮定を置いて推計。
3：計の不一致は四捨五入によるもの。

表－17 民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材（丸太）供給実績
(単位：千 m³)

樹種名	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
ヒバ	6.8	6.3	4.8
木曽ヒノキ	0.4	0.4	0.3

事例 18 伊勢神宮式年遷宮御用材の供給
(中部森林管理局 木曽森林管理署、東濃森林管理署)



・長野県木曽郡上松町 小川入国有林
・御杣始祭
(令和7(2025)年6月)



・岐阜県中津川市 加子母裏木曽国有林
・裏木曽御用材伐採式
(令和7(2025)年6月)

伊勢神宮では、20年に1度、社殿等を作って替え御神体に移す「式年遷宮」が約1300年にわたり行われており、木曽ヒノキをはじめとする多くの高品質な木材が必要です。こうした中で、伊勢神宮に隣接する「宮域林」では確保できない木材について、木曽森林管理署と東濃森林管理署が管理経営する国有林からも供給を行っています。両署の国有林の一部は、江戸時代から昭和初期まで「御杣山」や「神宮備林」として式年遷宮に木材を供給するよう管理されていた経緯があります。

令和7(2025)年6月には、第63回式年遷宮に用いる御用材の伐採に先立ち、伝統的な祭儀である御杣始祭及び裏木曽御用材伐採式が、木曽森林管理署及び東濃森林管理署管内の国有林で行われました。これらの祭儀では、伐採する木曽ヒノキ等を両署から供給し、三方向から斧を入れて伐採する「三ツ緒伐り(三ツ紐伐り)」と呼ばれる古式にのっとった伝統的な技法により、厳粛に儀式が行われました。

両署は、これまで引き継がれてきた森林資源を適切に管理しつつ、引き続き、我が国の伝統文化の継承に必要な木材を供給していくこととしています。

(2)国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

林業・木材産業の成長産業化に向け、国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築が重要な課題となる中で、国有林野事業では、国有林と民有林が協調して木材を出荷する「民有林と連携したシステム販売」に取り組み、令和7(2025)年度は71.0千m³の丸太を供給しました。また、民有林と連携して素材生産事業の見通しをウェブサイト公表する取組も進めています。

さらに、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢が複雑さを増す中、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有している国有林野事業の特性を活かし、木材の供給調整機能を発揮することとしています。これを適期に効果的な方法で行うため、民有林や木材の加工・流通の関係者、学識経験者等からなる「国有林材供給調整検討委員会」を各森林管理局及び本庁に設置し、地域の木材価格や需要動向の把握と対応に努めています。

表－18 民有林と連携したシステム販売による木材供給量

区 分	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
協定者数(者)	15	14	13
木材供給量(千m ³)	120.7	111.5	73.3
うち民有林材	10.6	14.2	13.0
うち国有林材	110.1	97.3	60.3

注：計の不一致は四捨五入によるもの。

事例 19 木質バイオマス発電向けの林地残材の活用

(東北森林管理局 青森森林管理署)



- ・青森県東津軽郡今別町 東大川平山国有林
・残材の集積(令和7(2025)年11月)
- ・青森県青森市 新城山国有林
・(上)林地残材搬出前
(令和7(2025)年6月)
(下)林地残材搬出後
(令和7(2025)年10月)

人工林が利用期を迎え、主伐・再造林が増加する中、地拵えや植栽の支障となる枝条等の林地残材の処理が課題となっています。

青森森林管理署は、県内で木質バイオマス発電施設が増加し、燃料の安定供給が必要であることを踏まえ、令和7(2025)年度に、32haの伐採跡地で発生した林地残材約1,600m³を地元事業者に販売し、木質バイオマス発電原料材として有効活用しました。

また、地拵えの支障となる林地残材を事前に搬出したことで、再造林時の地拵え費用を約2割削減可能であると試算されました。

この結果を踏まえ林地残材の販売を定着させることで、木質バイオマス発電原料材の安定した供給と、再造林コストの縮減の双方につながることを期待されます。

同署では、引き続き、林地残材の木質バイオマス発電への有効利用に取り組んでいきます。

4 国有林野の活用

(1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、再生可能エネルギーの利用による発電等に寄与するため、地方公共団体、地元住民等に対して国有林野の貸付けや売払い、共用林野の設定等を行っています。令和7(2025)年度末現在で7.2万haの貸付け等を行っており、農地や採草放牧地が約1割、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が約5割を占めています。また、東日本大震災からの復興のため、汚染土壌の仮置場等として、国有林野の無償貸付け等を引き続き行っています。



国有林野の活用

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/kasituke/kokuyuurinyanokatsuyou.html

表－19 国有林野の用途別貸付け等の状況 (単位：ha)

区 分	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
農耕・採草放牧地	9,973(14)	10,221(14)	10,172(14)
道路敷	14,593(20)	14,710(21)	14,749(20)
電気・通信事業用地	17,385(24)	17,639(25)	17,750(25)
ダム・堰堤敷	3,381(5)	3,373(5)	3,371(5)
森林空間総合利用事業用地	8,893(12)	8,889(12)	8,884(12)
その他	17,323(24)	17,099(24)	17,063(24)
合 計	71,547(100)	71,931(100)	71,990(100)

注1：面積は、各年度末現在の数値である。

2：貸付け等には、貸付け、使用許可・承認を含む。

3：()書は、合計に占める用途別の比率(%)である。

4：計の不一致は、四捨五入による。

表－20 国有林野の用途別売払い状況 (単位：ha)

区 分	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
所管換・所属替	206(80)	17(30)	42(66)
公用・公共事業用	50(19)	39(70)	22(34)
その他	1(0)	0(0)	0(0)
合 計	257(100)	56(100)	64(100)

注1：売払いには、無償の所管換・所属替・譲与を含む。

2：()書は、計に占める用途別の比率(%)である。

3：計の不一致は、四捨五入による。

事例 20 地域振興のための国有林野の活用

(関東森林管理局 茨城森林管理署)



- ・茨城県東茨城郡城里町 御前山国有林
- ・(左) あすまやが整備された眺望の良い鐘つき堂跡(令和7(2025)年8月)
- (右) 貸付区域を確定させるための現地調査(令和7(2025)年1月)

国有林野事業では、地域振興に貢献するため、地方自治体や地域住民等のニーズを踏まえ、国有林野の貸付けや使用許可等を行っています。

茨城県内の国有林約4万5千haを管理経営している茨城森林管理署管内には、アクセスの良い低山が分布していることから、多くの入山者が訪れます。同署は、白鳥やホタルが見られる笠間市の北山公園や、吊り橋からの新緑や紅葉の眺めで人気の高萩市の花貫溪谷(はなぬきがい)の森林などを、遊歩道やキャンプ場等の用地として地元自治体に貸し付け、ハイキングや観光などに活用しています。

令和7(2025)年度は、茨城県城里町から、御前山登山口付近にある道の駅のリニューアルに合わせて、登山ルートを整備したいとの意向を受け、登山道敷地等として国有林野約4千m²の貸付契約等を行いました。同町では、登山道や休憩小屋(鐘つき堂跡)の刈払いなど、来訪者が安全に登山を楽しむための環境整備が進められています。

同署では、引き続き、地域産業への振興に資する国有林野の活用に向け、積極的に取り組んでいくこととしています。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林562か所を「レクリエーションの森」として国民の利用に供しており、令和7(2025)年度は、延べ約1.3億人の利用がありました。

また、全国の「レクリエーションの森」のうち、特に景観等の優れた93か所を「日本美しい森 お薦め国有林」として選定し、動画やSNSを活用した多言語による情報発信を行うとともに、重点的な環境整備等に取り組んでいます。

さらに、「レクリエーションの森」と国立公園が重複している箇所のうち、知床、日光、屋久島等を重点地域等とし、環境省との連携を強化して、保護と利用の両立を図りながら利用環境の整備を推進するなど、更なる利便性や安全性の向上に取り組んでいます。

表-21 レクリエーションの森の現況及び利用者数

レクリエーションの森の種類	箇所数	面積 (千ha)	利用者 数 (百万人)	代表的なレクリエーションの森(都道府県)
自然休養林	79	94	22	高尾山(東京)、赤沢(長野)、剣山(徳島)、屋久島(鹿児島)
自然観察教育林	84	21	15	白神山(岐阜)、暗門の滝(青森)、金華山(岐阜)、赤西(兵庫)
風景林	141	62	60	えりも(北海道)、芦ノ湖(神奈川)、嵐山(京都)
森林スポーツ林	25	3	2	筑波山(茨城)、滝越(長野)、扇ノ仙(鳥取)
野外スポーツ地域	160	49	19	天狗山(北海道)、裏磐梯デコ平(福島)、滝谷・大成山(兵庫)
風致探勝林	73	13	8	温身平(山形)、駒ヶ岳(長野)、虹の松原(佐賀)
合計	562	243	126	

注1：箇所数及び面積は令和8(2026)年4月1日現在の数値であり、利用者数は令和7(2025)年度の推計値である。

2：計の不一致は、四捨五入による。

レクリエーションの森

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/index.html



事例 21 地域と連携したミヤマキリシマの保全活動

(九州森林管理局 長崎森林管理署)



- ・長崎県 雲仙市 千々石温泉岳国有林
- ・(左)ミヤマキリシマと放牧牛(令和8(2026)年5月)
- ・(右)ミヤマキリシマの保全活動の様子(令和7(2025)年5月)

「日本美^{にっぽんうつく}しの森 お薦め国有林」に選定されている田代原風致探勝林には、九州地方の高山で代表的な景観であるミヤマキリシマの群落が広がっています。かつては放牧が盛んに行われ、牛が食べないミヤマキリシマが群落を形成していましたが、放牧地の減少に伴って他の草木が繁茂するようになり、日陰では育ちにくいミヤマキリシマの群落は縮小傾向にあります。

長崎森林管理署では、NPO 法人や県・市、農業協同組合で構成される「雲仙田代原レクリエーションの森運営協議会」と連携し、毎年数回ミヤマキリシマの保全活動を行っています。

令和7(2025)年度は、長崎大学の現地実習に同署の職員を講師として派遣し、草原保全に関する講義や、草刈り実習の指導を行うなど、地域一体でミヤマキリシマの保全活動の普及に取り組みました。また、協議会メンバーとともに、地元の銀行や企業の職員が保全活動に協力し、ミヤマキリシマ周辺の草刈りを実施しました。参加者からは、「放牧されている牛と草原ときれいな花、奥に見える九千部岳^{くせんぶだけ}という風景が綺麗だった」など、保全活動への参加が有意義であったとの感想が寄せられました。

同署では、引き続き、国民がレクリエーションや観光を楽しむことができる豊かな自然環境の保全に向けて取り組むこととしています。



四国森林管理局

三嶺風景林^{みうね}



九州森林管理局

大川の滝風景林^{おおの}

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

国有林野事業では、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、間伐等の森林施業を連携して行うことを目的とした「森林共同施業団地」の設定を推進しています。

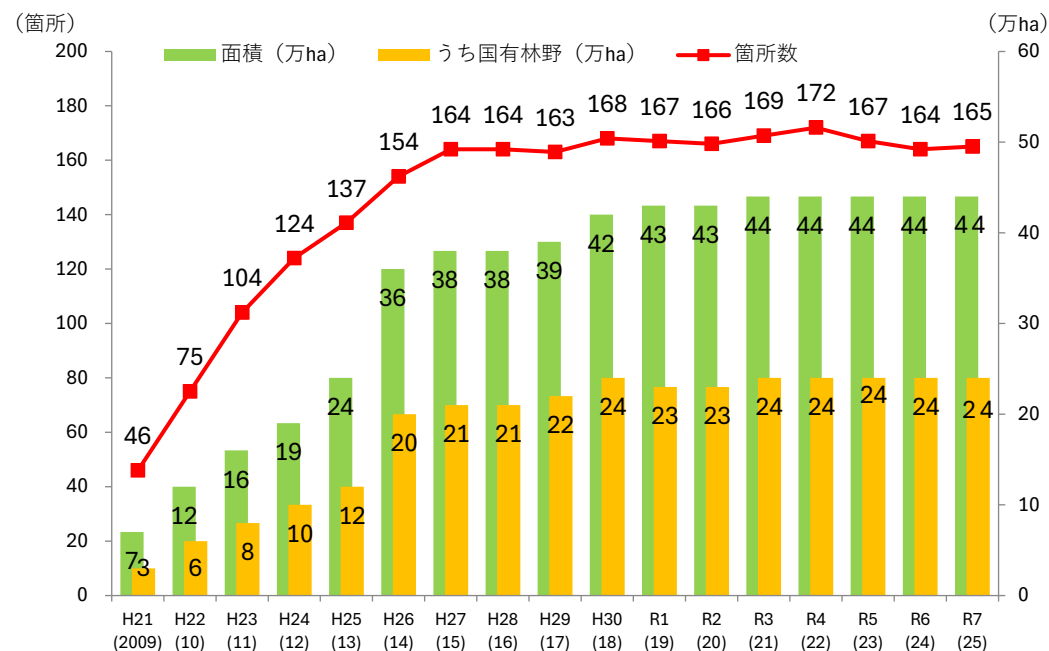
令和7(2025)年度末現在、全国で165か所に団地を設定しており、国有林野と民有林野を連結した路網の整備、計画的な間伐、現地検討会の開催等を通じた民有林関係者への技術普及に取り組むとともに、国産材の安定供給体制の構築に資するよう、路網や土場の共同利用、民有林材との協調出荷等を進め、地域における施業集約化の取組を支援しています。

民有林への貢献

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html



図－8 森林共同施業団地の現況



注：各年度末現在の数値であり、事業が終了したものは含まない。数字の増減については森林共同施業団地の統合・分割を含む。

(2) 公益的機能維持増進協定制度の活用

国有林野に民有林野が隣接・介在し、民有林野で間伐等の施業が十分に行われない地域や、国有林野で鳥獣、病虫害、外来種等の駆除を実施したにもかかわらず民有林野での対策が困難な地域など、国有林野が発揮している国土の保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合があります。

このような場合、「公益的機能維持増進協定制度」により、森林管理局長が森林所有者等と協定を締結し、国有林野と一体的に民有林野の整備及び保全を実施しています。

本制度の活用により、令和8(2026)年3月末までに累計21か所で協定を締結し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための間伐や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組んでいます。

民有林への貢献

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html#2

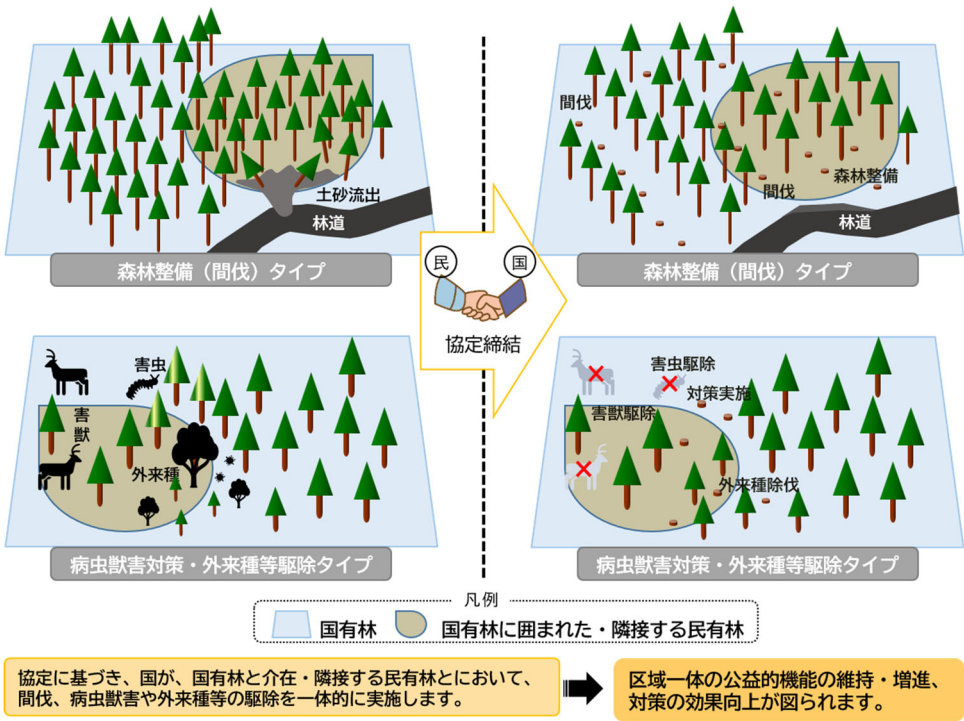


表－22 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
外来種の駆除	関東	局直轄(小笠原)	1	22ha

注：令和8(2026)年3月末現在の数値である。

図－9 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



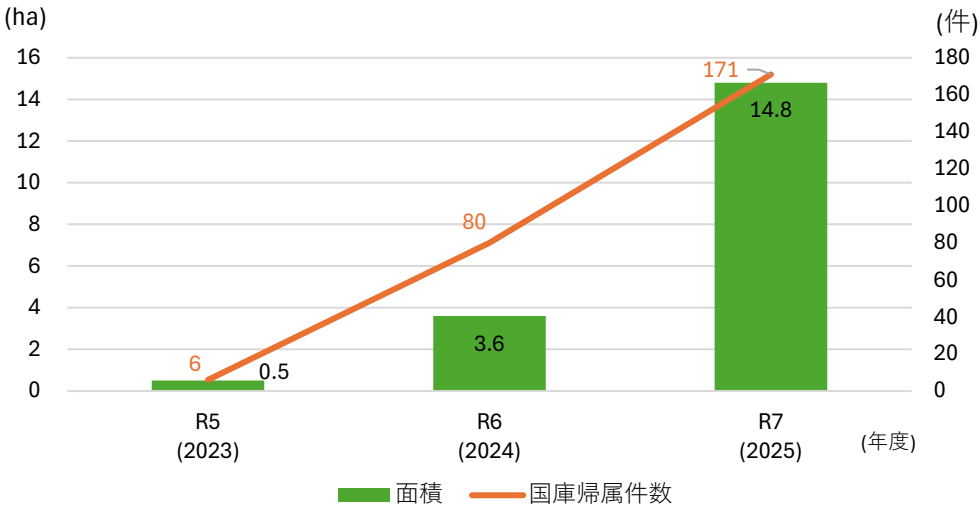
(3) 相続土地国庫帰属制度への対応

所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的とした「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3(2021)年に成立し、相続等によって土地所有権を取得した者が、その土地を国庫に帰属させることを可能とする相続土地国庫帰属制度の運用が令和5(2023)年4月から開始されました。

制度の運用に当たり、申請地が登記地目等で森林とみなされる場合には、森林管理局・署等が法務局による要件審査に協力するとともに、森林が国庫に帰属することとなった場合には、森林管理署等が管理等を行います。

令和8(2026)年3月末までに、登記地目が山林の申請は814件あり、順次審査が行われています。なお、同月末現在で、171件(14.8ha)が国庫に帰属しました。

図-10 国庫に帰属した森林の面積及び件数



事例 22 相続土地国庫帰属制度への対応

(関東森林管理局 茨城森林管理署)



相続土地国庫帰属制度では、申請地が承認基準を満たしているか適切に審査することが重要です。審査自体は法務局が行いますが、森林に関する技術的な知見や判断を要することや、申請地が森林と判断した場合、帰属後の管理は林野庁が行うことになっていることから、森林管理局等が現地調査に同行するなど審査に協力しています。

茨城森林管理署は、申請のあった茨城県内の100㎡の土地について、法務局の現地調査に同行し、現地や周辺の状況の確認を行いました。具体的には、事故につながるような隣接地への枝の張り出しがないかなど、現地の管理状態について適切に確認し、審査が円滑に進むよう帰属後の管理主体としての助言を行いました。

当該箇所については、林野庁の助言等もあり、承認基準を満たすことが確認されたことから、令和7(2025)年12月に国への帰属が完了しました。国庫帰属後は、署が巡視や境界表示等の管理を行います。

今後も法務局が行う審査に協力し、所有者不明土地の発生抑制に貢献するとともに、国庫に帰属した森林について適切な管理を行うこととしています。

6 国有林野の事業運営

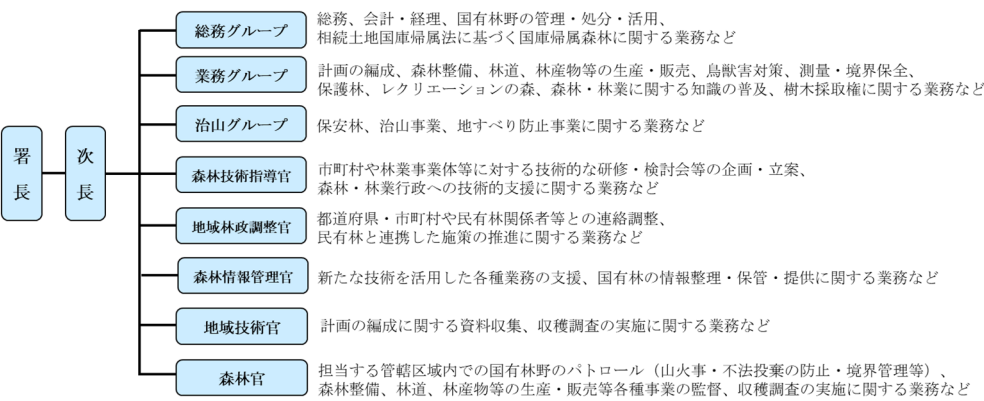
(1) 管理経営の事業実施体制

国有林野事業は、ブロック単位の7森林管理局、流域単位の98森林管理署等の下、情報システムの活用等に取り組み、効率的な管理経営に努めています。

国有林野事業における森林整備等の実施については、民間事業者への委託を基本としており、伐採(素材生産)や植栽及び保育について、そのすべてを民間委託により実施しました。

なお、林業の現場での労働安全衛生の確保が図られるよう、契約時における安全指導や請負実行中の現場巡視等に引き続き取り組んでいます。

図－11 代表的な森林管理署の事業実施体制



表－23 請負事業等における重大な災害の発生状況

区 分		重大な災害の発生件数		
		令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
請負事業	素材生産・造林請負	3	3	2
	林道	0	0	2
	治山	1	0	0
	その他	0	0	0
立木販売		0	5	2
合 計		4	8	6

注：重大な災害は、①死亡災害、②労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級表の等級区分中、第1級から第3級までに該当すると思われる災害、③同一災害で3名以上の被災者を出した災害、④第三者を死傷させた事故、⑤その他特に異例な事故又は災害である。

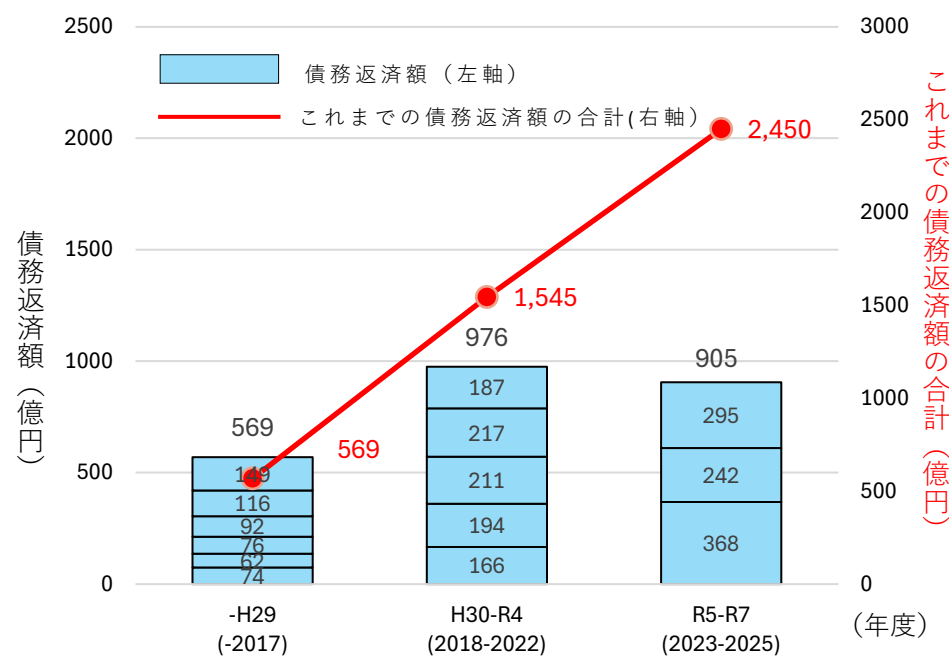
(2) その他事業運営に関する事項

ア 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野の管理経営に当たっては、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保やコスト縮減等による計画的かつ効率的な事業の実行に努めています。

平成24(2012)年度末に国有林野事業特別会計に属していた債務1兆2,721億円については、一般会計への移行に伴い設置された国有林野事業債務管理特別会計に承継し、林産物収入等により返済することとされており、令和7(2025)年度は295億円の返済を行い、これまでの債務返済額は合計して2,450億円となっています。

図－12 国有林野事業の債務返済状況



注：1 金額は四捨五入した値である。
2 -H29(-2017)の累積債務返済額は平成29(2017)年度末時点、
H30-R4(2018-2022)の累積債務返済額は令和4(2022)年度末時点、
R5-R7(2023-2025)は令和7(2025)年度末時点の額。

表－24 国有林野事業収入の状況 (単位：億円)

区 分	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
林産物等収入	375	352	353
貸付料収入	29	29	28
林野・土石売払代	9	5	5
計	413	386	387

注：計の不一致は、四捨五入による。

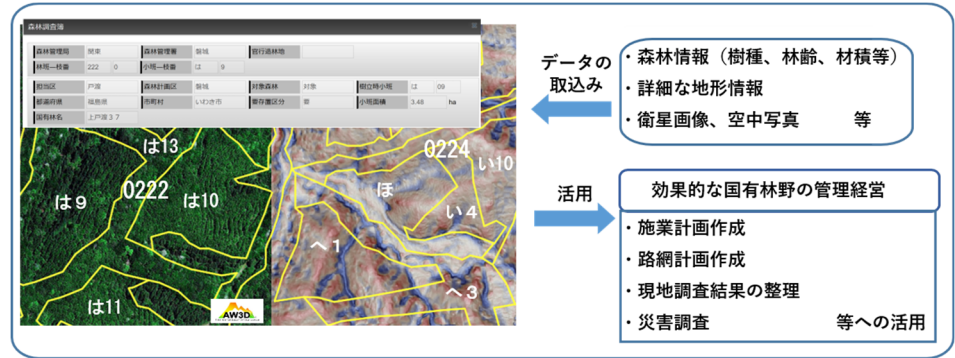
林産物等販売の状況
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/zuhyou.html



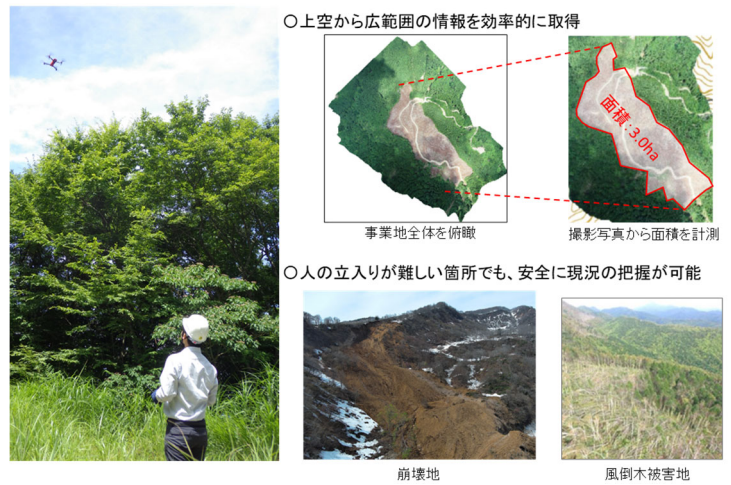
イ デジタル化等による業務の効率化の推進

事業実施に当たって、業務基盤となる国有林野情報管理システム*等のデータを広く活用するとともに、衛星画像や詳細な地形情報等が利用できる国有林 GIS*、森林調査等へのドローンやレーザ計測、衛星測位システム (GNSS)*等を活用し、施業計画の作成をはじめ、森林施業や路網整備、災害対応等の様々な業務の効率化に取り組んでいます。

図－13 国有林 GIS の活用



図－14 ドローンの活用



事例 23 業務の DX に向けた IT チームの結成

(北海道森林管理局 業務調整課)

IT TEAM NEWS

Vol.06 ITで業務改善！ITチーム2年目始動

令和7年度第1回勉強会開催

11月25、26日に今年度初となるITチーム勉強会を開催しました。今年度はメンバー4名、サポートメンバー14名、事務局(業務調整課)で活動します。
はじめに、各メンバーでの活動となるため昨年度の振り返りを行い、プロジェクトの成否や各担当の役割分担を確認し、チーム内で情報共有して活動します。
昨年度は、「GIS活用データセット」の作成、「ITチーム新聞」の発行、SharePointツールの活用、各課へ業務効率化に向けた提案や報告を行いました。
次に、令和7年度の活動方針とチーム運営ガイドラインを決定しました。
その後、アドバイザーでは、新しいメンバーを迎え入れる中で、お互いの得意分野ややるめいなどを確認し、チームの活動の進め方を確認しました。さらに、新しいプロジェクトチームを立ち上げ、コアメンバーが中心となりメンバー同士が協力してチーム運営を行っていくことが決まりました。

★ITチームのこれまで

令和6年5月に誕生した「ITチーム」は、事務・業務改善を図るため、さまざまなツールの開発や検証に取り組みしてきました。活動の中で行われた勉強会では、事務・業務改善の事例を共有し、ツールの活用方法について意見交換を行いました。前報したツールは「ITチーム新聞」で発信し、課題解決や業務の効率化に貢献してきました。

★チーム2年目

令和7年度も活動を継続するため、7月に新メンバーを募集し、8月から新しい仲間とともにスタートしました。チーム運営では、Microsoft Teams等を活用しながらツールの検証や情報交換を重ねています。

★今後の展望

今後は、開発したツールや活用事例を紹介するホームページを整備し、より多くの職員が使いやすい環境づくりを進めています。
ITを活用した業務改善の取り組みは、まだまだあります。課題解決に向けて、ITチームのプロジェクトが活動します。

編集後記

新たなメンバーを迎え、11月に開催した勉強会と打ち合わせを通じて、各メンバーのプロジェクトへの意欲を強く感じました。勉強会では、質問時間が飛び交い、正直、私には想像できないものもありました。ぜひこれからも、ITチームのモチベーションにつながります。
ぜひ、投稿フォームからご感想をお寄せください！(笑)

※ITチームや各種ツールでリアルに活用しているのは、ITチームのSharePointサイト。
※ITチーム新聞への意見・感想のある方は、編集の窓 投稿用フォーム

- 北海道札幌市 北海道森林管理局
- (左) IT チーム新聞 (令和7(2025)年12月)
- (右) 勉強会の様子 (令和7(2025)年11月)

森林管理局・署等では、国有林野の管理経営に加え、各地域における災害対応や民有林支援等、業務が増加しているため、各業務の効率化が課題となっています。

北海道森林管理局では、令和6(2024)年度に業務の効率化に向けたツール開発や職員への普及を担う IT チームを結成しました。

IT チームでは、GIS をより容易に活用できるデータセットの作成や、スマートフォンに搭載されたレーザ計測機能の活用などに取り組んできました。

こうした取組状況は、「IT チーム新聞」を継続的に発行することで、局内の職員へ周知してきました。また、令和7(2025)年度には、職員全体の技術向上のため、森林管理局・署等の職員に向けた勉強会を開催しました。

同局では、引き続き、職員からの意見やアイデアを活かした業務の DX に向けた取組を推進していきます。

ウ 安全・健康管理対策の推進

令和7(2025)年度の職員の災害の発生件数は19件で、令和6(2024)年度と比べて9件減少しました。

引き続き、重大災害の根絶はもとより、災害の未然防止に向けた取組を推進するとともに、日頃から職員のストレス状況の把握や要因の軽減等心の健康づくり対策にも力を入れることにより、職員の安全確保と心身両面にわたる健康づくりを進めています。

表ー25 職員の災害の発生状況 (単位：件)

区 分	災害発生件数			
	死亡	重傷	軽傷	合計
令和5(2023)年度	0(0)	8(24)	25(76)	33(100)
令和6(2024)年度	0(0)	7(25)	21(75)	28(100)
令和7(2025)年度	0(0)	4(21)	15(79)	19(100)

注1：重傷は、休業日数8日以上を負傷である。
2：()書は、合計に占める災害の程度別の比率(%)である。

- 77 -

- 78 -

7 その他国有林野の管理経営

(1) 人材の育成

森林技術総合研修所や各森林管理局では、「国民の森林」である国有林野の管理経営を始め、森林経営管理制度を踏まえた民有林への指導やサポート等森林・林業施策全体の推進に貢献できる人材を育成するため、森林・林業に関する専門的かつ幅広い知識や技術等について、研修等を実施しています。

令和7(2025)年度には、低コストで効率的な伐採・採材・搬出や、木材の流通・加工、民有林との連携等に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修、森林総合監理士等の育成に資する研修等を実施しました。令和7(2025)年度の森林管理局・署における森林総合監理士の合格者数は30名で、現役職員の登録者数は215人です。

また、継続してOJT※、地方公共団体職員との合同研修等を行い、地方公共団体等との人事交流にも取り組んでいます。

表－26 森林管理局・署等における森林総合監理士の育成状況

区 分	人数(名)
令和7(2025)年度の森林管理局・署等における合格者数	30
現役職員の登録者数	215
(参考)これまでの累計合格者数	393

事例 24 地域での普及・安全指導に資するチェーンソー伐木造材研修

(森林技術総合研修所 林業機械化センター)



・群馬県沼田市 根利山国有林
・チェーンソー伐木造材(スキルアップ)研修
(令和7(2025)年7月)



・群馬県沼田市 根利赤城山第2国有林
・チェーンソー伐木造材(安全指導)研修
(令和7(2025)年6月)

林業の現場では、足場の悪い山の中でチェーンソーを用いて重量物である樹木を伐倒するなど、危険を伴う作業が多いとともに、労働負荷が高いこともあり、労働災害の発生率が高くなる傾向があります。労働災害の多くは安全確保のための基本的な作業手順を励行していないことに起因し、死亡災害の多くはチェーンソーによる伐木作業時に発生しています。

このため、林業機械化センターでは、事業者等へ安全な伐木等作業を普及指導できる職員の育成を目的に、チェーンソー伐木造材に関する研修を実施しています。令和7(2025)年度は、「基礎」「スキルアップ」など5コースを実施し、地方自治体や森林管理局・署等の職員延べ53名が受講しました。

研修に当たっては、関係法令や振動障害予防に関する講義を始め、伐木造材・かかり木処理・目立て等の実習、災害事例・安全指導事例に関するディスカッション等、現場での普及指導に直結するような実践的な内容としています。

同センターでは、引き続き、職員等が法令等を正しく理解し、知識や技術を習得することで、それぞれの地域で的確に普及・安全指導ができるよう、実践的な研修に取り組んでいきます。

(2) 地域振興への寄与

国有林野は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の資源でもあることから、森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は重要な使命です。

そのため、林産物の安定供給、事業の民間委託や技術指導等による林業事業体・人材の育成、野生鳥獣被害への対策、国有林野の貸付けや売払い、共用林野の設定、「森業^{*}」への活用を含む森林空間の総合利用、民有林と連携した森林施業等の推進、山地災害の防止等を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉や安全の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に貢献しています。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

国有林野事業では、東日本大震災からの復旧・復興に当たって、地域に密着した国の機関として、復興に必要な国有林野の活用等地域の期待に応えた取組を継続しています。

被災した海岸防災林の復旧・再生については、樹木の生育基盤造成・植栽が完了し、企業・NPO等の民間団体の協力も得ながら、植栽後の下刈り等の保育事業を実施しています。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の影響を受けた森林については、関係機関と協力しながら、市町村からの要望等に基づき、放射性物質対策として、間伐等の森林整備と土壌流出防止柵の設置等の一体的な取組を推進しています。また、国有林野内の約280箇所において、空間線量率のモニタリング調査を継続して実施しています。

さらに、帰還困難区域の国有林野については、令和7(2025)年度に策定した「福島の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」に基づき、森林整備の再開に向けて取り組んでいます。

このように、国有林野事業として森林整備等の管理経営を推進することで、森林・林業の再生を始めとする地域の復興に貢献しています。

国有林野事業における東日本大震災に関する情報

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/higashinihon.html



事例 25 帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて

(関東森林管理局)



- 福島県双葉郡浪江町 天王山国有林
(左) 空間線量率測定(令和7(2025)年11月)
- 福島県双葉郡富岡町 富岡町文化交流センター
(右) 成果報告会(令和8(2026)年1月)

東京電力福島第一原子力発電所事故から令和8(2026)年3月で15年が経過し、住民の帰還やその準備が進められています。

一方、帰還困難区域内の森林については、立ち入りが制限されてきた地域であり、事故後、手つかずの状態が続いています。

このような状況を踏まえ、関東森林管理局では、令和7(2025)年度に、国有林内に除伐・間伐の実証区画を設定し、放射線管理に係る掛増し経費に関する調査を実施する実証事業を行いました。

同局は、令和8(2026)年1月、地元市町村や林業経営体等278名が参加する成果報告会を開催し、実証事業等の結果を報告するとともに、林野庁が作業者の安全・安心を確保するためのガイドラインの説明を行いました。

令和8(2026)年4月には、福島森林再生センターを新たに設置し、これまで蓄積された知見を活用しながら、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けた取組を一層推進していくこととしています。

(4) 関係機関等との連携の推進

国有林野事業の推進に当たっては、これまで職員団体との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところです。一般会計の下での管理経営においても、引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めていきます。

参考

1 用語の解説

あ行

用 語	解 説	頁
いっかんさぎょう 一貫作業	伐採から植栽までを一体的に行う作業。伐採時に使用した林業用機械等を活用し、地拵えから植栽までの省力化・効率化を図ることでコスト低減、工期の短縮が可能。	27
えいせいそくい 衛星測位システム (GNSS)	Global Navigation Satellite System の略で、人工衛星を利用した全世界測位システム。GPS のほか、我が国が運用する準天頂衛星システム「みちびき」などの電波を受信することによって、森林内での正確な位置の把握が可能となる。	76

か行

用 語	解 説	頁
かんぱつ 間伐	育てようとする樹木同士の競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。	12
きこうへんどうてきおうけいかく 気候変動適応計画	「気候変動適応法」に基づき策定されている計画。気候変動の影響による被害を防止・軽減するための7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組が示されている。	20
グリーン・サポート・ スタッフ (GSS : 森林 保護員)	巡視、入山者への指導・啓発、簡易な施設補修、巡視結果の取りまとめ等を行う国の非常勤職員。	45

用 語	解 説	頁
こうしん 更新	伐採等により樹木が無くなった箇所において、植林の実施や天然力の活用等により森林の世代が替わること。	21
こくゆりん 国有林モニター	国有林野に関心のある国民へ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換等を通じていただいた意見・要望等を管理経営に活用するための制度。モニターは、公募により選定。	35
こくゆりんやじょうほうかんり 国有林野情報管理システム	国有林野事業に係る伐採・造林や販売、貸付け等の実行、それに伴う契約・収入・支出の管理等に関する事務処理を効率的に行うためのシステム。	76
コンテナ ^{なえ} 苗	専用の容器(コンテナ)によって育成した根鉢付きの苗のこと。根の不適切な成長(根巻き)の防止や、成長しすぎた根の切断(根切り)作業等が不要となるよう設計されており、一般的に裸苗に比べて育苗期間が短いことに加え、育苗作業の効率化や労働負荷の軽減が可能。また、通常の植栽適期(春や秋)以外でも高い活着率が見込めることから植栽適期の拡大が期待できる。	27
こんめい 昆明・モンテリオール せいぶつたようせいわくぐみ 生物多様性枠組	2022 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で採択された、2030 年までの新たな世界目標。2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30 目標」などが盛り込まれた。30by30 目標の達成に向け、国有林野では保護林及び緑の回廊が保護地域に位置付けられている。	23

さ行

用 語	解 説	頁
システム販売 はんばい	「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。森林整備に伴い生産された間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材・合板工場等との協定に基づいて安定的に供給すること。	55
自然再生事業実施計画 しぜんさいせいじぎょうじっしけいかく	「自然再生推進法」の規定に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生、若しくは創出、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。	23
下刈り したが	植林した苗木等の成長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。通常、植林後の数年間、毎年行う。	21
市町村森林整備計画 しちょうそんしんりんせいびけいかく	「森林法」の規定に基づき、市町村が、管内の民有林を対象に森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林の施業及び保護等の規範を示し、適切な森林整備等を推進するために5年ごとにたてる10年間の計画。	33
除伐 じょばつ	育てようとする樹木の成長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。	21
針広混交林 しんこうこんこうりん	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。	23
人工造林 じんこうぞうりん	苗木の植付、種子の播付等の人為的な方法により森林を造成すること。	21
人工林 じんこうりん	人工造林によって成立した森林。	1
森林経営管理制度 しんりんけいえいかんりせいど	経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる制度。	1
森林作業道 しんりんさぎょうどう	主として林業機械（2t積程度のトラックを含む）の走行を想定するものであり、導入する作業システムに対応し、経済性を確保しつつも、繰り返しの使用に耐える簡素な土構造の道	18

用 語	解 説	頁
森林総合監理士 (フォレストー) しんりんそうごうかんりし	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村及び地域の林業関係者への技術的支援を的確に実施する者。平成25(2013)年度から資格試験が開始。	33
生産日報アプリ せいさんにつぽう	事業者が従来紙で作成していた日報をデジタル化することにより、事業進捗状況や生産性を把握しやすくし、月報の作成も容易に行えるようにするツール	5
生態系維持回復事業 けいかく せいたいけいじかいふくじぎょう	「自然公園法」の規定に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るため、国又は都道府県が策定する計画。主にシカによる自然植生等への食害、他地域から侵入した動植物による在来の動植物の駆逐等の問題を受け、生態系を積極的に維持又は回復をしていく措置を講じるもの。	23
生物多様性国家戦略 2023-2030 せいぶつたようせいこっかせんりやく	「生物多様性基本法」に基づき策定されている生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。	23
世界自然遺産 せかいしぜんいさん	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき作成される「世界遺産一覧表」に記載された物件。世界的な見地から見て、生物群等から成る特徴のある自然の地域、脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地、自然の風景地であって、観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するものであることが必要である。	2
施業(森林施業) せぎょうしんりんせぎょう	目的とする森林を造成、維持するために行う植林、下刈り、除伐、間伐等の森林に対する人為的な働きかけ。	5

た 行

ちい き か ん り け い え い け い か く 地域管理経営計画	「国有林野の管理経営に関する法律」の規定に基づき、国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業の総量等について、森林管理局長が流域ごとにたてる5年間の計画。	35
ち き ゆ う お ん だ ん か た い さ く け い か く 地球温暖化対策計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定する地球温暖化に関する政府の総合計画。	20
ち ょ う ば っ き か 長伐期化	通常、主伐が行われる林齢(例えばスギの場合40年程度)のおおむね2倍以上の林齢で主伐を行う森林施業の一形態。	23
つ る き つる切り	育てようとする樹木に巻き付くつる類を取り除くこと。通常、下刈りを終了してから、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。	21
て ん ね ん こ う し ん 天然更新	自然に落ちた種子が発芽して成長する場合と樹木の根株からの発芽等により成長する場合がある。必要に応じてササ類の除去や発芽後の本数調整等の人手を補助的に加えることもある。	21
て ん ね ん り ん 天然林	主として天然力によって成立した森林。	1
と く て い な え ぎ 特定苗木	特定母樹から採取された種穂から育成された苗木。なお、特定母樹は、特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定するものであり、指定基準としては、同様の環境下の対照個体と比較して、成長量がおおむね1.5倍以上、材の剛性が優れ、通直であり、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下等と定められている。	5
ドローン	UAV(Unmanned Aerial Vehicle、無人航空機)の一種で、小型軽量で4つの回転翼を持つタイプが普及している。森林・林業分野では、カメラを搭載し空撮や計測を行うほか、苗木等の資機材の運搬等に活用されている。	13

な 行

用 語	解 説	頁
ナラ ^が 枯れ ^{ひが} 被害	ナラ菌がカシノナガキイムシによってナラ類やシイ・カシ類の樹体内に持ち込まれ、樹木が枯死する森林被害。	47
ネット・ゼロ	温室効果ガスの排出量と、吸収・固定量の差し引きがゼロになっている状態のこと。	20

は 行

用 語	解 説	頁
パ ^き リ ^{きょうてい} 協 ^{てい} 定	平成27(2015)年の気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択された令和2(2020)年以降の国際的な地球温暖化対策の法的枠組み。	9
ふ ^く ぞ ^{そう} う ^{りん} り ^ん 複層林	森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後に植林を行うこと等によりつくられる、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林。	12
ぶ ^ん し ^{しゅう} う ^{りん} せ ^い ど 分収林制度	森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、販売収益を一定の割合で分け合う制度。国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、生育途上の森林について、契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う「分収育林」がある。	40
ほ ^あ ん ^{りん} 保安林	水源の涵養、土砂の流出や崩壊の防備、生活環境の保全・形成等の目的を達成するため、「森林法」の規定に基づいて農林水産大臣等が指定する森林。指定されると、伐採等に一定の制限が課せられる。	2
ほ ^い く 保育	更新後、伐採するまでの間に、育てようとする樹木の成長を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。	21
ほ ^ご ぞ ^う し ^{ょく} じ ^ぎ ぞ ^う け ^い か ^く 保護増殖事業計画	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」の規定に基づき、国内希少野生動植物種のうち、その個体の繁殖の促進、生息・生育地等の整備等を行う必要がある場合に策定される計画。	23

ま行

用 語	解 説	頁
まつむしひがい 松くい虫被害	外来の線虫であるマツノザイセンチュウが、在来のマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入し、樹木が枯死する森林被害。	47
もりぎょう 森業	森林浴など森林空間を活用した体験サービスの提供や企業による森林づくり活動等を通じて、人と森林の関係を深めるとともに、山村地域の所得向上や豊かな森林づくりにつなげる取組。	81

ら行

用 語	解 説	頁
りんぎょうせんようどう 林業専用道	林道を補完する木材輸送のための道で、専ら森林施業を行うために、10t 積程度のトラックや林業用車両の走行を想定するもの。	18
りんどう 林道	主に路網の根幹であり、森林施業を行うために利用し、木材運搬のためのトラック（20t 積トラック等）の走行を想定するもの	18

その他

用 語	解 説	頁
GIS	Geographic Information System(地理情報システム)の略。森林の境界や路網、地形等の空間的な情報と、機能類型や樹種等の情報を結合し、視覚的な表示や高度な分析等を行うシステム。	76
ほかくつうち ICT捕獲通知システム	ドローンや簡易無線 LPWA(Low Power Wide Area)等を活用することにより、複数のわなの作動状況を遠隔で通知して確認することができるシステム。	49
OJT	On-the-Job Training(職場内訓練)の略で、仕事の現場で、実務を通して業務に必要な知識や技術を習得させること。	79
SDGs じぞくかのう かいりはつもくひょう (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略で、平成 27(2015)年 9 月に採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標。SDGs では、17 の目標と 169 のターゲットで構成される。国有林野の管理経営は、目標 6、13、15 等様々な目標に貢献する。	9

2 林野庁、森林管理局等のウェブサイト

林野庁 https://www.rinya.maff.go.jp/		四国森林管理局 https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/index.html	
北海道森林管理局 https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html		九州森林管理局 https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/index.html	
東北森林管理局 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/index.html		森林技術総合研修所 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/ken-syuuu_zyo.html	
関東森林管理局 https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html		森林・林業基本計画 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/	
中部森林管理局 https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/index.html		「国民の森林」国有林 https://www.rinya.maff.go.jp/j/ko-kuyu_rinya/index.html	
近畿中国森林管理局 https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/index.html		国有林野の管理経営に関する基本計画 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/ki-hon_keikaku.html	

その他の附属機関については、以下ウェブサイトに掲載しています。

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況
(国有林野事業の状況報告)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/index.html



3 令和 8 (2026)年度の国有林野事業の主要取組事項

「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献することとして、国土強靱化基本計画に基づく治山対策、地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成、「新しい林業」の実現に向けた技術開発と民有林への普及等の取組を推進していきます。

■令和 8 (2026)年度における特徴的な取組

- 森林経営管理法の改正に係る民有林施策推進への貢献
- 「昭和 100 年記念分収造林」（グリーンシェアリング）の開始
- 帰還困難区域における森林整備の本格化

■主要事業予定量

区 分		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
販売量 (万 m ³)	立木販売	986<235>	1,004
	素材販売	349<296>	349
人工造林面積 (万 ha)		1.1<1.0>	1.0
保育等の面積 (万 ha)		10.3<9.2>	9.8
	うち下刈り	2.9<2.7>	2.7
林道の新設延長 (km)		15 (19) <36>	18 (11)

注 1：令和 7 (2025) 年度予定量と令和 8 (2026) 年度予定量である。
2：令和 7 (2025) 年度の<>書は実績である。
3：保育等には、分収造林等で実施する事業は含まない。
4：林道の新設延長の裸書きは当年度分、() 書きは繰越分である。
5：立木販売の販売量は、立木材積であり、官行造林の伐採に係る予定量を含む。
6：立木販売の予定量と実績の差は、主に公売数量と契約数量の差である。
7：素材販売の販売量は、丸太材積である。

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況

